

平成29年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成29年 6月 7日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	野村雅浩君
企画政策課長	木南哲也君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	西村喜代美君

6 欠席執行部（1名）

農林振興課長	栗林英治君
--------	-------

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	石田美穂
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。

早朝より傍聴、大変ご苦労さんでございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・山内武夫君、7番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

栗林農林課長から、会計検査院実地検査対応のため、本日の会議を欠席する旨、申し出がありましたので、報告いたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

松本教育長。

○教育長（松本和久君） 昨日、森田議員さんから、丹波ひかり小学校地域交流センターの使用状況についてお尋ねがございましたが、データがございませんでしたので、改めて答弁をさせていただきます。

社会教育の施設として使用しておりますもの、平成28年度1年間ではありますが、113件、主としてサークル活動に使われているもの、あるいは教育委員会等の社会教育活動の会議等として使用したものであります。

次に、丹波ひかり小学校の教育活動として使用されているものが156件であります。内訳は、児童の学習活動100件、教職員の研修及び会議等に56件と、そういう集計になっておりますので報告をします。

以上でございます。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 皆さん、おはようございます。14番議席の鈴木利明でございます。

平成29年第2回定例会における6月議会の私の一般質問を3項目について行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

その第一は、企業誘致と関連策についてでございます。

私は、先の町会議員選挙で、企業誘致を最大の政策課題として取り組むことを公約いたしました。本件について、今日で企業誘致5回目の質問になります。

振り返りますと、第1回の質問は、選挙直後の平成25年12月議会で行いました。企業誘致の窓口づくり、体制づくりの重要性を訴えまして、これに対しまして、寺尾町長は、平成26年4月1日に機構改革を断行していただきまして、新しく商工観光課を創設して、ここを企業誘致の窓口としていただきました。山森課長、山下係長のラインでございます。第3回の質問では、平成27年6月で行いましたが、地元企業との意見交換の場の必要性を訴えました。これには、町内企業、行政、経済団体、金融機関などを構成とする京丹波産業ネットワークを創設して、地元企業との一層の関係強化策を構築していただきました。事ほどさようにこのようにして、都度、都度、企業誘致についての的確な対応をいただいて今日に至っております。

早いもので、あれからもう3年半余が経過いたしました。5カ月後には議員の最終任期を迎えます。ここで、改めて今日までの企業誘致の経過を総括しながら、企業誘致の今後の方向性や取り組みについて質問をいたします。

その第一は、企業誘致とその方向性についてでございます。

一つには、企業誘致は、若者世代の就労機会を確保して、定住人口の増加や地域の活性化を図っていく上で、大変有効な即効性のある政策手段でございます。本町は、今後どのような企業誘致を図っていくのか、その方向性と戦略について、ここで、改めて町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

鈴木議員さんには、経歴を生かされて、執行部側と行動をともにしていただいたりして、お助けいただいていること、お礼を申し上げておきたいと思います。

若い世代の定住、あるいは雇用確保等には、企業誘致が必要であります。有効な手段だとも認識しておりますが、その中でも特に、京丹波町の強みであります豊かな農林産物や、それらを育てている気候や風土、立地環境、あるいは京丹波という地名が持つイメージなど、こうした本町の強みを生かすことのできる、食品、農業関連産業、あるいは木材関連産業の誘致を目指しておりますし、目指してまいりました。

言うまでもありませんけれど、京丹波町の基幹産業は農林業であります。本町には、須知高校や林業大学校があつて、食品科学、あるいは林業分野で活躍する人材育成の環境も整っているところであります。食や農、木材関連の企業誘致を図り、本町で育った人材が地域に定着して活躍していく、そうした循環を生み出す企業誘致を図っていくことが重要であると今も考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 二つ目に、現在進められております企業誘致の事案があれば、機密事項もありましょうもので、許される範囲でその概要をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も、町長になって気づいたことなんですけれど、町が関係して企業団地というのか、そういうところを持たない町だということに気づきました。

その中であつて、蒲生野地内で町有地へ、大阪に本社があるんですが、大手電子制御部品のメーカーの子会社で、新たに農業事業に参入しようとしている企業の誘致を目指していたわけなんですけど、同社のグループ企業内での社内合意にまだ至っておりません。事実上、協議が休眠状態にあります。その他、同社以外にも、NPO法人が運動施設に活用できないかといった問い合わせや訪問も、この企業からも受けました。また、問い合わせの中で、町内企業に新たな事業用地として提案するなど、さまざまな活用も視野に入れて、誘致交渉を進めている状況にあります。また、町内企業の工場跡地など、遊休施設への新たな企業誘致も進めております。

現在は、京都府とも連携しながら、1件協議をしている事実がございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ありがとうございます。

私も、今、町長のおっしゃるとおり、企業団地を持っていないために、今日まで企業情報が多々ありましたけれども、そのためになかなか交渉が難しかった事例を承知しておりますけれども、しかし、同時に、町有地や農地が散在しておりますので、そこと丁寧に交渉しながら、企業とのセッティングをきっちりやっていく必要があるというふうに私も考えております。

三つ目には、鳥インフルエンザ跡地活用事業は、土地活用が先行する重要な企業誘致であります。ある映画撮影時のセットは取り壊す、今度のセットは残していく、このような繰り返しが続くのではないかと私は考えております。

については、この運営の中心となりますロケーションオフィスは、どんな目的を持って、どこに、いつ頃完成するのかをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3番の答弁をする前に、本当に一緒に行動してもらったということで、工業団地こそないんですけど、町有地点在しております。そうした中で、蒲生野、ちょっと声がかかったもので、整備させてもらって、それが休眠状態になってしまったと。ですけど、いろんなオファーがあって、鈴木さんの言葉で言うて、誠実に対応しているということとを答弁させてもらったところです。

鳥インフルエンザ跡地について答弁をします。

ロケーションオフィスですが、映画やテレビコマーシャルなど、さまざまなロケ要望や問い合わせに対しまして、ロケハンやロケへの同行、ロケ地となる地域への説明や、土地・建物の所有者との調整、ロケ弁の手配やロケに必要な資機材の調達、また警察や消防等の関係機関との調整など、迅速で確実、丁寧なロケ支援を行うことを主な業務目的としております。

現在は、丹波マーケス内にあります丹波地域開発株式会社事務所の一角を借用して、正職員及び嘱託職員の2名で活動をしております。また、今年度中には、丹のまち広場うるおい館のふれあいホール内の一部を改装しまして、新たな事務所を整備し、事務所を移転する計画としております。本年7月末を委託業務の期限として設計業務を委託しているところでありまして、建築工事につきましては、年度内完成を目指し、設計業務が完了し次第、建築工事の発注準備を行ってまいります。

ロケ誘致事業では、単に映画やドラマのロケを誘致すればそれで終わりということではなく、ロケを誘致することにより、ロケ地に新たな観光地としての魅力が生まれる。そこにまた観光客が訪れて、結果、地域の活性化につながるものと考えております。

また、ロケで必要とされるロケ弁、あるいは資機材を町内で調達していただくことにより

まして、地域経済の発展に少しでも寄与できるものであると考えております。さらに、町内でさまざまな技術、あるいは特技を持っていらっしゃる住民の皆さんにも、ロケに何らかのかかわりを持っていただきたいと考えております。現在進めております「地域の人事部」戦略策定事業で得た情報の人材データを活用しまして、ロケで必要とされるエキストラに参加していただいたり、さまざまな免許や技術をお持ちの皆さんにロケに携わっていただくなど、地域住民の活躍の場を広げたいとも考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 二つ目には、町内企業の活性化と支援策についてでございます。

町内に立地します事業所や企業の活性化は、企業誘致と同様に、あるいはそれ以上に重要であると思っております。この対応策として、平成27年11月に設立いただきました京丹波町産業ネットワークのその後の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町産業ネットワークです。

町内の主に製造業、あるいは木材関連産業の事業所・企業25社が参加しております。

これまでの取り組みとしましては、ケーブルテレビでの企業紹介番組の放送、あるいはネットワーク企業が互いの工場を見学し合う工場見学会、さらには、雇用確保や人材育成を目的として、高校生が町内企業で就労体験をする高校生インターンシップや、町内企業の経営者や工場長などが講師となって、高校生たちに会社概要や経営理念、社会人として必要な能力などをアドバイスする高校生キャリアアップセミナーといった取り組みを実施したところであります。

今後も、引き続きまして、こうしたさまざまな取り組みを通じて、町内企業の活性化を支援するとともに、雇用創出や将来的な人材の地域定着を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 次に、起業支援の取り組みでございます。起業というのは、業を起すという起業でございます。

その一つは、地方創生における地域での新たな仕事おこし、これは最重要課題として位置づけられてまいりました。地域での起業を増やしていくことは、地域の活性化と定住促進の観点からも極めて重要であります。

このことから、本町は、平成27年度から創業支援事業計画を策定いただきまして、新た

な事業の起業に支援を行っていただいておりますが、その取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、今言ってもらったとおり、平成27年度から、町、商工会、金融機関などで行う京丹波町創業支援ネットワークを母体として、新たに事業や会社を起こそうとしている起業家を支援し、町内における新たな仕事おこしや新たな人材の地域定着等を図っているところであります。

これまでの主な取り組みといたしましては、起業セミナーの実施や商工会や金融機関などと連携した個別相談を実施し、開業や開業後のフォローなどをサポートしております。

なお、こうした一連の起業支援を通じまして、これまでに9件の起業が実現しているところでございます。中には、会社設立や地域の農家と連携した地域ビジネスを立ち上げるケースも見られまして、今後、それぞれの事業が成長され、新たな雇用創出につながるなど、地域への波及効果を期待しているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 起業支援の取り組みの2点は、私は、この1年余り、新規の起業の取り組みに立ち会ってまいりました。その事業は、ご案内の方もあろうと思っておりますけれども、イノシシやシカの捕獲から、肉みそ製造や薫製などの加工をして販売する事業でございまして、処理場などの設備、資金計画、商品の製造、資格の取得、販売ルートの確立など、準備は大変多岐にわたっております。当事者は、起業なさる方は、大変なご苦労でございましたことをつぶさに承知いたしております。これには、大変な時間と労力、ときには専門の知識を要しました。

については、起業しやすい仕組みづくりや町独自の助成制度などを考えていただければどうか、町長にお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 名前こそお出しにならなかったんですが、私も起業された方の年齢を聞いて、実を言うとびっくりしました。へーと思ったんですが、鈴木さんご承知だと思っておりますが、息子さんが気張ってやろう思とるとかいうて、この間、挨拶を受けたんです、ほかの場面で。最初、何の話かなと思ったら、あの話やって、びっくりしとったんですが。

そうした意味におきましても、結論は、やっぱりしっかりと支援する仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。ちょっとお答えしておきます。今後におきましては、

こうした起業家や町内企業、小規模事業者等の新たな事業創出など、さらなるステップアップを後押ししていくような制度なり、仕組みの構築も検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今、町長からうれしい話を聞かせていただきました。息子さんがお父さんの跡を継いで、鳥獣害の犯人をとらまえて、それを商品化して売る。まさに、二重の企業誘致、起業でありました。うれしい限りでございます。

もう一つ、今日までの3年半の経過の中で、先ほども町長におっしゃっていただきましたように、当地は、企業団地がございません。そのために、ほかへ持っていかれた悲しい事例が多々承知を、山森課長も感じていらっしゃると思います。そのためには、やっぱりオーナーに直接当たること。そして、もう一つは、計画の段階を早く承知すること。そして、それを的確に対応すること。今まで企業誘致案件が来て、ほかへ流れた案件は、もうそれは、いろいろ検討されて、担当者の段階に、総務課長や総務部長の段階に移っとるわけ。ために、サラリーマンですから、私も多分そうするでしょうけれども、きっちりした団地のあるところを選択する。これをさせないためには、先ほど申しましたように、オーナーを捕まえる。もう一つは、計画段階を早く承知して、そこを京丹波に連れてきて、美しい自然、美しい食べ物、クリや野菜などの招致をして、そこに来ていただく。そういう的確な対応が必要ではないかというふうに、2年、3年余の反省を承知しておるわけでございます。

ここで、私の、冒頭にも申しましたように、企業誘致は寺尾町政の最も重要とする政策の一つであります。企業動向を的確に、さっきも申しましたように、いち早くキャッチするか、これが企業誘致成功の決め手でございます。京丹波町の売り込みと企業誘致情報を求めて、大阪、名古屋、さらには大阪方面の金融機関にキャラバン活動をいたしたいと、関係者の了解あり次第、既にお願ひしておりますけれども、関係者の了解あり次第、実施したい、こう強く考えております。これからも、若者の働く場、雇用の場をつくるために、引き続いて企業誘致の旗を振り続けてまいりますことを申し述べて、次の質問に入ります。

第2点は、須知高等学校の現状と対応策についてでございます。

本論に入ります前に、昨日、楽しい機会をいただきまして、須知高校生6名3グループの意見発表をいただきました。私は、高校生たちが、京丹波町議会の報告として、観光プラン、あるいは農業クラブの意見発表、地元の高校で学んでいる、こういう実情を発表いただきまして、大変うれしく、また感銘いたしました。大変よい機会でありました。大変よい企画を

いただいたと感謝いたしております。なぜか、その一つは、議員にとりましても、須知高校の実情を知る機会でありました。私も知らないところが多々、パンフレットをいただきながら、話を聞かせていただきながら承知をしたところでございます。同時に、生徒たちにとっても、町長さんや議員の皆さんに会えるとは思わなかったという発言がありましたように、見聞を生徒たちも広げてくれたらうし、生徒の皆さんの自信にもつながったのではないかと、このように思っております。もう一つは、議会にとりましても、町議会の実態を知っていただく。将来には、昨日来ていただいた6名の皆さんの中から、町会議員さんや町長が生まれるかもしれません。いずれにいたしましても、このような三つの側面から考えますときに、大変よい機会であった、大変よい企画でありましたことを、教育長さんに感謝申し上げます。

細かな個々のことは、あと、また質問の中でいたしますとして、本論に入らせていただきます。

須知高等学校の現状と対応策についてでございます。

ご案内のとおり、須知高等学校は、明治9年、今から141年前に、米国人ウイード先生によって、京都府農牧学校として開校されました。近代日本の黎明期に開かれた札幌農学校、これは現在の北海道大学、東京駒場農学校、これは東京大学、とともに並び称される近代農業教育発祥の地であります。この古い歴史を今に脈々と受け継ぐ伝統ある学校、それが須知高等学校でございます。現在の須知高校は、昭和23年11月1日に新制高校として開校して以来、創立70周年を迎えることで、今年12月には記念事業などが計画されているところでございます。

須知高等学校は、町民の多くの子弟が学ぶ、地域になくてはならない中等教育機関でございます。そこで、現状について、まず伺います。

その一つは、平成29年3月における町内3中学校卒業生132名ございましたが、須知高校への入学、須知高校に進んだ人数をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

平成29年3月の町内3中学校卒業生の須知高校への入学状況であります。蒲生野中学校が卒業生73名、そのうち須知高校へ進学した者24名、進学の比率は33%、瑞穂中学校卒業生が37名、そのうち須知高校に進学した者が18名、進学の比率は49%、和知中学校の卒業生が22名、そのうち須知高校へ進学した者4名、進学の比率は18%です。3中学校の合計としては、卒業生132名、そのうち須知高校への進学は46名、進学の比率

は35%となっております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ありがとうございます。

132名の卒業生がおりまして、須知高校へ進んだ人数は46名、特に、私、学校別に説明いただきまして、和知中学校が4名、これは、私、ある面、いたし方がないなということをかねがね考えております。これは、やっぱり交通機関の問題であろうというふうに思います。いずれにしても、132名の卒業生のうち46名しか須知高等学校に入ってくれない。これは残念至極でございます。何としても、やっぱり卒業生の8割、9割が須知高等学校に入っていただきたいなという願いでございます。132人で、平成27年3月の資料を持っておりますが、このときは、146人のうち55人が須知高校に進みました。38%。また、平成29年3月に至っては、35%に減っておる状況でございます。

あわせて、現状についてお伺いいたします。

平成29年4月における須知高校の入学募集定員と入学者の状況の資料がございましたら、教えていただきとうございます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成29年4月におけます須知高校の定員に対しての入学者の状況でございますが、普通科の定員60名に対し、37名の入学者、食品科学科40名の定員に対し、22名の入学者となっております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今お話をいただきましたように、普通科37人、食品科学科22人、計59人、定員が100人でございますので、充足率は59%。私も、平成25年4月の資料を手元に持っておりますが、これは、普通科、食品科学科合わせて108人でした。90%の充足率でございましたが、2年を経て59%ということでございます。依然、私の言葉で誠に恐縮ですが、危機的な状況にあるのではないか。結果、瑞穂中学校、あるいは町内の3中学校の生徒たちがほかへ行く。必然的に定員を割る状況が続いておる。そういうことになりますと、クラブ活動やその他の活動も低迷してくるというふうに思います。

いずれにいたしましても、何でこのようになったのか。私は、あっちやこっちから聞きますときに、理由は簡単だというふうに思っています。率直に申して、子どもたちは、須高に入ったんでは、自分の希望する学校に進めない、こう思っておるからではないだろうか。

そのために、遠くても、時間やお金がかかっても、他校に進学する。これが実態ではないんだろうかというふうに思っております。

先ほど申しましたように、平成に入りまして、近隣他校は、学力アップを至上命題として、いろんな改革を試みていただきました。須知高校は、平成26年4月に、当時の松本校長先生の努力によりまして、特進SAコースが創設されました。10名でスタートいただいております。この成果をこれから待つ。さらに、支援をしていくということをして、学力アップを何とかしてやっていただきたいというふうな願いを強く持つておるところでございます。

このような状況を破るためには、町民の皆さんに、いま一度、このような状況をしっかりと認識いただくこと。二つには、一にも二にも三にも四にも、学校の学力アップの努力をいただくこと。三つ目には、町民皆さんと学校、そして町、この三者が一体となって、地元中学生の受け皿校に再生しなければならない。これが至上命題であろうというふうに思います。

須知高校の役割は、私、進学のことばかり申しましたけれども、大学などに進む人、これは昨日の資料でもらった中で、スーパーアドバンス、先生がつくられたSAの生徒たち、アドバンスコースの皆さん、そして、二つには、地元の企業に就職していただく人材をつくっていただくことも、これもまた重要な使命でありまして、スタンダードコースプラス食品科学科の皆さんがその任にあらうというふうに思っております。この二つの側面をしっかりと認識して支援をしていく必要があろうというふうに思うところでございます。

そこで、対応策についてでございます。

京丹波町は、須知高校の支援体制を進めるために、須知高等学校教育活性化協議会を立ち上げていただきました。平成29年度より助成金制度を創設いただきました。この交付金を活用して、資格取得などの成果やクラブ活動の現況については、昨日、生徒さんたちの発表がございましたので、それをもって答弁にさせてもらってもよろしいでしょうか。ご紹介ありましたら、私、それで結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） せっかく質問をいただいて、事前に通告もいただいておりますので、ご紹介も含めて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

平成28年度に創設いただきました須知高校教育振興対策交付金は、須知高校内に設置されました教育活性化推進協議会が行う事業に対し、交付をしております。

平成28年度は、昨日も生徒が報告をいたしましたように、実用英語検定受験に対する支援として予算化をいたしたところでありまして。その成果としては、43名の生徒が受験し、準2級以上の合格者は11名という実績が上がっております。生徒の声としては、交付金を

活用し、上位級へチャレンジできたことへの感想、継続への希望も高校からいただいているところでもあります。

この交付金については、須知高校で学んだことが将来の人生の中でも意義深いものになることを願い、進路実現と人材育成を目指し創設したもので、平成29年度においても、年度当初の予算を可決いただきましたが、それに基づきまして、実用英語検定に加え、就職支援として、資格取得支援、町内産業ネットワークと連携したインターンシップや学習合宿等への学力向上を目指した京丹波の明日を支える学びへの支援、さらには、ホッケー部、野球部などへの部活動強化支援などの支援の拡充を図っており、これらを有効に活用いただいて、成果を上げていただきたいというふうに願っております。

先ほど、鈴木議員が、この間の須知高校の入学者の推移等について、またそれに対応するお考えを聞かせていただき、私もそのとおりだなと思えました。入学生、今年35%、ところが、昨年度は47.7%、そして、その前が37%、若干、やはり年により上下をしているのも事実であります。したがって、この間、ずっと下がりっぱなしということでもなかったかというふうに思います。若干年度での差があります。ただし、厳しい状況であるということの認識は、義務教育を担当する者としても、そのような危機感を持っております。

また、進学について、SAのご説明もございましたが、この間、SA、プレと、それから本期生というのか、本格実施したものを含めて、3期出ておりますが、毎年、大体10名の定員で募集をいただいています。この3年間の経過を見ましても、これまでなかなか須知高校では手の届かなかった、例えば、神戸大学、広島大学、京都府立大学といった、いわゆる難関大学にも、大体10名のうち五、六名が進学していると、そういう実績も上げてくれていますので、須知高校が、進学を含め、さまざまな地元の中学生のニーズに応える高校として、一定の努力はされておりますし、さらなる努力を須知高校がやっていただくことによって、町のこの交付金と合わせて、魅力のある行きたい高校、行かせたい高校に、ぜひともさらに前進することを、教育委員会としても、私としても願っておりますし、そういうことで支援をしていきたいと、そんなふうに思っています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 最後には、京都府教育委員会は、須知高等学校の在り方を考える検討会議をこれまで2回開催されたようで、当時の新聞報道がございます。それには、学区内の子どもの減少、須知高校以外の高校に進学する生徒数が増えていること。このことから、再編3案が提示されたというふうに報道されております。時間もありませんので、内容は省

略して、この会議は、この3案の中から一つを選ぶ会議ではないかというふうに懸念をいたしておりまして、新しい学校を創設するという視点が欠落しているのではないかと。

現在の学校の維持、農業教育、全寮制、ホッケー競技日本一を目指す強化策など、この4本の柱をして再建を目指してはどうかと、私の所見でございますが、教育長のご所見もお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどご質問のありました京都府教育委員会がこの間開催をしております「府立須知高等学校の在り方検討会議」でございますが、3月に開催をされました第2回の検討会議では、地元の中学生の高校への進学保障のあり方と地域の地域振興に資する高校のあり方をテーマとして検討がなされました。

京都府教育委員会の担当者から、公立高校のあり方を考える際に、丹後地域の事例をもとに、他校との統合、また存続させる例として、本校、分校、学舎制があるとの説明がございました。

出席をいただきました委員からは、町内の全ての中学生に高校で学ぶことを保障するためには、本町の交通事情などを考えると、須知高校はなくてはならない高校との意見が数多く出され、これに対し、京都府教育委員会からは、「口丹地域においては、北桑田高校もそうだが、通学する上で、そこに高校がないと厳しい問題があるため、何とか学びの場を残さなければいけないということが府の教育委員会の責務だと思っている。」という見解が示されました。したがって、他校との統合というふうなことではないのかと、私はその場で感じました。

ただ、須知高校を現在の姿で存続させるためには、1学年3クラスが必要との立場も示されております。地元の中学生はもとより、町外からも、学びたい、行きたい高校へと、さらに魅力を高める必要があると考えております。そのためには、須知高校の歴史と伝統、また京丹波町のまちづくりを踏まえた、新たな学科の導入なども検討する必要があるのではないかと考えております。ご提案をいただきました須知高校の充実策、幾つかご提案いただきましたが、それらもそうした視点に立つものというふうに考えます。京都府教育委員会に、そうした視点での須知高校の充実を求めるとともに、引き続き須知高校への支援を進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 最後は、文化財の保護と活用についてでございます。

時間もございませんので、先般、文化財の保護について、猪鼻のお寺を訪れる機会がございました。教育長さんも、私より一月ほど前に現場確認のために行ってくださいました。それは、あそこにあります文化財、宝篋印塔、鎌倉時代につくられた塔である、供養塔であります、それを何とかしてほしいというふうに、住職さんの思いでございました。

については、時間もありませんので、本町に所在する国指定文化財、京都府指定文化財、京丹波町指定文化財の現状、件数で結構ですのでお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 国民、あるいは町民の共通の財産であります文化財については、文化財保護法及び地方公共団体の条例等で保護をされているところでございますが、本町におけます指定文化財の件数は、国の指定の重要文化財7件、府の指定文化財及び登録文化財が合わせて26件、町の指定文化財47件、計80件となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 80件もの文化財が町内にあるという現状を教えてくださいました。

次に、教育長は、平成28年12月議会で、平成29年4月から、教育課程でふるさと学習に取り組む旨を表明されました。文化財を学ぶことは、ふるさとを知り、ふるさとを学ぶことであります。文化財学習もその一つではないかと思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成29年度から、下山小学校をふるさと学習実践推進校に指定し、取り組みを進めているところであります。このふるさと学習は、みずから生まれ育った地域のよさを学ぶことにより、地域への愛着、誇りを育み、将来、地域を支える人材に育つことを期待し、実施をしているものであります。

主な学習内容としては、地域の自然を探索する。例えば、吉尾山登山であったり、丹波八坂太鼓や御田祭の伝統文化、地域の民話、大福光寺や渡辺家住宅などの文化財などを学ぶことが現在計画されております。鈴木議員からご指摘いただきましたように、伝統文化や指定文化財の学習は、ふるさと学習の重要な構成要素であるというふうに考えております。

これらのふるさと学習を進めるために、地域の皆様のご支援、ご協力なしには進めることができません。そういう意味でも、今年度から、各小学校で地域学校共同推進事業に取り組み、地域とともに歩む学校づくりを、下山小学校含め、全ての町内小学校で進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 私は、猪鼻に行きまして、言っでは悪いんですけども、こんな山里のお寺に700年もの昔の供養塔が、誰がつくって、どのようなルートでここに至ったのか、深い感銘を覚えました。ロマンさえ感じたところでございます。

4月28日でしたが、丹波マーケス開業20周年をお祝いする式典が盛大に開催されました。うれしいことでした。これをお祝いして、和知人形浄瑠璃が、三番叟が演じられました。この人形浄瑠璃を地域の人がしっかりと守って、今日まで受け継いでいただくことにあわせて拍手を送りました。

私の住む下大久保は、江戸期まで宿場町として大変栄えました。京都と丹波、丹後、さらには山陰を結ぶ要路として、人馬の往来も多く、文化も栄えました。特に浄瑠璃には盛んなようでありました。このこともあって、毎年秋には、芝居小屋を建て、決まって素人歌舞伎が村人の皆さんによって演じられました。拍子木の音に合わせて、三番叟から始まって、子供心に覚えております義経千本桜などの演題がありました。しかし、今は全くもうありません。残念至極でございます。文化を守り継承していくことは、大変難しいことではありますが、文化はふるさとそのものであります。みんなで文化財をしっかりと守っていくということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 皆さん、改めましておはようございます。公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成29年第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

まず1点目は、地域防災計画、原子力災害対策等について、第2点目は、公用車の運行管理と点検整備等について、お聞きをいたします。

まず第1点目の地域防災計画、原子力災害対策等についてであります。本計画は、平成28年7月に、町の防災会議におきまして見直しが行われたところでありまして、原発事故が発生した場合、住民避難が実効性のあるものでなければなりません。そして、先月17日に、高浜原発4号機が再稼働し、同原発第3号機も昨日再稼働をいたしました。UPZ圏内に2基の原発が稼働するという、全国でもまれに見る、京都府7市町はそういうことになるとは、全国的にもまれに見る地域になりました。

そして、昨日、事業者であります関西電力からお知らせが新聞折り込みされました。このお知らせの内容を見ますと、高浜原発の4号機でクレーンの倒壊事故とか、水漏れ、原子炉が停止したということで、これに対する原因、おわびもありますが、原因究明と再発防止対策について、このお知らせがありました。このようなチラシが入ったのは初めてでありますので、事業者としても、この地、UPZ、30キロ圏内を、やっぱり住民の安心・安全のことを考えていただけているんだなということでは評価をいたしておりますし、今後とも、町民にこのような、今までは、やはり事後、事後で、なかなか情報開示されなかったんですが、詳しく、これですと情報開示をされていますので、やっぱり住民に安心して住んでいただくためにも、今後ともこういう情報提供はお願いしたいというふうに思っているところがあります。

しかし、この事故がやはり起きるといのが原発でありまして、絶対に事故が発生しないということは言い切れないわけでありまして、いつ、どのような状況でも、住民避難がスムーズに実行されなければなりません。そのことから、府道舞鶴和知線は、下乙見以北地域唯一の避難路となりますことから、一刻も早い拡幅改良等が必要であります。一体全体、何年度にこの府道舞鶴和知線は完成するのか、予定なのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、京都府で、細谷から上栗野間の落石防護柵設置工事や仏主区内のひじ折れ地蔵付近の拡幅改良が事業化されまして、着実に工事が進められております。今年度に完成する予定と聞いております。また、仏主地内の狭小箇所につきましても、改良に向けて、地元との協議が進められております。

今後におきましても、主要地方道であります舞鶴和知線・一般府道上杉和知線改良促進協議会の皆さんと連携して、早期改良に向けて要望活動を行ってまいりたいと考えているということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この府道舞鶴和知線も含めまして、本年度の南丹土木事務所管内の事業箇所説明会と意見交換会が6月5日午前にあったわけでありまして、その中で、私も、この府道舞鶴和知線の事業がいつ完了するのかということをお聞きしましたが、これは明確な答えがなかったわけでありまして、言いますのは、この事業については、一般事業と交付金事業で行われておりますので、財源が毎年変わるわけでありまして、確保されていないということで明確な事業完了年度が言えなかったというふうに思うんです。

それで、新聞報道によりますと、京都府内で6路線が、原発事故時の避難路として、20

26年度までの10年間で24億円を費やして拡幅等の安全対策整備が行われるというふうな、こういう報道になっております。この財源といいますのが、国の電源立地地域対策交付金を充てるというもので、これ、終了年度が明確になってますので、やはり府道舞鶴和知線につきましても、早期に事業を完了するために、原発事故時の避難路として位置づけ、整備が行われるよう、南丹土木事務所へ要望すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そんなことはしています。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町長、していますいうて、おっしゃいましたけれど、5日の日に私がこのことを提案したら、「うーん」、所長も、「いや、こう、なかなかすぐにはできんかもしれんけれど、検討します」ということなんです。ですから、いわゆる原発時の避難路としてのそういう対応をしてほしいということ、私は要望してほしいということ、言うのとんで、そのことをやっていただきたいということ、言うのとんで、再度答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、篠塚議員、正式に名称をおっしゃった7者協議会の場において、知事から個別についても要望したらよいというてお許しを得たということで、現状の舞鶴和知線の府道の改良はもちろんのこと、和知川左岸についてもぜひ整備を願いたいと、内閣府、あるいは環境省、全てそろっておりましたが、その前で要望しました。議事録に残っていると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） しかし、原発の避難路としては、今回は、そういうこととしては工事はされていないということでありますので、やはり、原発の避難路としての整備をやっばりやっていただきたいということを申し上げまして、要望していただくことを要望しまして、私、次の質問に移らせていただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うたとおり、原発避難路としてしっかりと早期に改良してもらわんと、再稼働してもらったら困るという趣旨で要望しました。申しましたとおり、和知川の左岸についても、避難路としてぜひ改良してもらいたいと、町道では対応できませんということも申しました。また、緊急のときには、ヘリポートもぜひ設置してもらいたいと。これ

は、高浜初め、若狭の原発災害に対して対応してもらいたいという趣旨の要望であります。

今おっしゃっているのは、南丹土木事務所がそのことを、中島という新しい所長が承知していないということをおっしゃっているんでしょ。それは、あんだ、怠慢ですやん、相手が。

私は、公式の場で、知事の許しを得て、きちっと府道舞鶴和知線については、大飯・高浜原発の事故が発生したときには避難路ですから、一刻も早く拡幅改良してもらいたい。これは、言うたらよいということで、言わせてもらいました。説明では、何だかんだ言うても、財源は国交省にあると。もちろん、経済産業省も来てましたけれど、そういうことで、裏話ですよ、全部聞かせてもらって、こういう公式の場で言うたらよいんだということで言わせてもらった。これは要望です、きちっとした。もう一度申します。和知川の左岸についても、町道とか、そんなことじゃなしに、早く原発災害に対しての避難路として整備してもらいたい。もっと言うと、ヘリポートもぜひつくってもらいたいというようなことを要望したということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町長も、引き続きまた要望していただいて、避難路としてのそういう万全対策、拡幅等を早期にできるように要望しまして、次の質問に移ります。

次に、一時集合場所から避難先へバス等で移動する場合、バス等の台数は確保されているのか、お聞きをいたします。

住民避難計画では、町営バス15台と教育委員会のバス1台、ワゴン車6台を避難用車両としているところでありますが、和知地域全体で避難をしなければならないということになりますと、3,193人の移動が必要だという計画でありまして、この台数で速やかに避難ができるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

町のバス16台、ワゴン車6台によりピストン輸送することとしております。また、状況に応じて、国、府からも輸送用のバスの支援があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この町営バス、教育委員会のバス1台も含めまして、16台であります、移動すると、あとワゴン車もございまして。これが、日曜、祝日、夜間など、町営バスが運休日になった場合、これ、誰が運転することになっているのか、明確になっているん

ですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 計画に上げております町営バスなり公用車の運転でございますけれども、町営バスにつきましては、一定バスの運転手を、お世話になっているということもございまして、バス運転手での対応というふうに考えておりますし、公用車につきましては、職員によりまして運転をすることといたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町営バスの運転手が運転すると、この町営バスにつきましてはということですが、この町営バスの運転手さん全員嘱託、臨時職員でありまして、これ、和知地区に住んでおられる運転手さんもおられるんじゃないかと思うんです。自分も避難対象になって避難せんなんわ、バスは運転せんなんわというふうなことで、実際、これ、全部のバスが運転できるのかということと、それから、災害発生時の職員の動員計画で、町営バスの運転手が嘱託と臨職、これがどのような位置づけになっているのか、明確になっているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） バスの運転手に関しましては、臨時職員、あるいは嘱託ということで、直接、住民避難、災害時の職員の計画の中には盛り込まれてはおりません。ただし、非常時、緊急時での対応ということになりますので、その点につきましては、臨時職員さんでありましても、当然お世話になるということで予定しているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 嘱託、臨時職員さんがやっぱり位置づけされていないということなんです、動員計画で。ですから、職員で大型バスの15台分の、大型バスの免許を持っておられる方もあると思いますし、調査をして、足らずの分は町費で大型バスの免許をとってもらおうというような対応をしたらどうですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、免許を持っている職員もおりますし、またマイクロバス等の資格につきましても持っている職員もございまして、今後におきまして、そういった緊急時の対応、これは原発に限らず、いろんな災害に対応する意味でも、一定、計画的な資格の取得につきましても検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この避難所への移動で、町営バスのピストン運転で移動するという

ことですがけれども、一体全体、何時間で移動が完了するのか、予定をされているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 原発の原子力災害での計画に基づいてのこととなりますけれども、一定の町内から町内への避難ということになっておりまして、一番遠方でありまして、おおむね40分程度の移動というふうに計画をしております。また、車両台数が22台ということでありまして、1回での輸送につきまして、大体780名程度が1回の輸送になります。和知地区の住民、計画上で申し上げまして3,451名ですがけれども、この住民を全て輸送するということになりますと、4.4回ぐらいの往復となりますので、おおむね5回の往復になろうかと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 5回で何時間見込んでいるんですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 道中の移動の状況等も考えられますので、大体1往復、遠方のところでは1時間半程度ということになりますので、5往復となりますと、その路線だけを走った場合に6時間から7時間ぐらいの時間は必要かというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それだけ費やしても、住民の生命に危険が及ばないかということがありますが、その辺のことはどう考えておるんですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 災害が発生した場合に、直ちに避難をしなければならないという状況になるかどうかという部分は明確にはなっておりませんが、いずれにしても、現有の車両で避難ができる時間的な余裕というのはあるというふうに思っております。また、本町の所有の車両以外につきましても、国、府のほうで一定支援をしていただけるということを計画にも盛り込まれているというところがございますが、ただ、緊急時の対応というところで、果たしてその府外からとか、府内の他の市町からの車両が実際入ってくるかどうかという部分につきましては、正確には把握していないというところがございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 京丹波町以外のそういう京都府、ほかの市町村の支援の台数もどれぐらい確保できるのかということは、やっぱりあらかじめ確定をしておく必要があると思いますし、確かに、7時間も実際待ってはりますか、現実問題として、そんな絵に描いたよう

なことができると思っはるんですか、課長。そんな7時間も、皆、車で移動をされませんか、もう原発事故がここへ迫ってきたら。ですから、7時間もかかるような計画では、ちょっと私は実効性はないというふうに判断しますので、やはり住民の生命を守るためにも、避難は一刻を争います。民間バス会社等々、災害時の運行契約を締結して、速やかな移動に努めるべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） より実効性のあるものに計画のほうをしていくということで、継続的に住民避難訓練も実施しておりますし、その中で得た課題でありますとか、そういったものも検証しながら、今後、計画のほうの具体的な策定、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 原発も、2基、もう再稼働しているわけでありますから、悠長なことを言うたらんと、早く実効性のある計画を策定していただきたいというふうに思います。

次に、社会福祉施設管理者は、入所者等の移送に必要な資機材の確保等についての避難計画を策定するとしておりますが、計画は策定されているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 対象施設3施設で、うち2施設は作成されております。未作成の施設につきましては、今年度作成される予定と聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） その作成する対象が3施設という、町長答弁でしたが、私は5施設あるんちゃうんかなと思いますので、ちょっともう一回確認をしておきたいと思います、その件。

それと、東日本大震災でも、老人ホーム等の施設入所者の避難が最も遅れました。社会福祉施設だけで計画を策定することは困難であると考えます。いつ、あと1施設計画が策定できるのか、施設管理者に任せるのではなく、町も加わりまして、計画の策定を進めるべきと考えますが、今後の取り組みについて再度お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 対象施設につきましては、3施設というふうに掌握をしております。

既に2施設、作成はされておまして、残ります施設の作成につきましても、先ほど町長

答弁にありましたように、本年度に作成をされる予定というふうに伺っておりますし、一定、当然、事業所任せということではなく、町のほうからも一定のアドバイス等の支援をさせていただいて、速やかな策定に向けて努力をいただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、学校施設等の管理者は、園児、児童生徒及び学生の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとしておりますが、計画は策定されているのか、お聞きをいたします。

児童生徒や保育園児等への放射能による影響が、大人よりも子どもは最も高いと言われております。したがって、最も早く避難が必要と考えますので、計画策定の現状についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所につきましては、わちエンジェルが対象となります。原子力災害住民避難計画において、こうしたことを定めております。しかし、保育所個別の計画としては、一般災害対応のみであることから、原子力災害に対する計画も定めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校施設等ではありますが、地域防災計画に基づき、各学校、幼稚園では、火災、水害、地震、防災に備えた危機管理マニュアルを作成しており、マニュアルに沿った避難訓練を毎年実施しております。

特に、高浜原発、大飯発電所のUPZ区域内にあります和知中学校、和知小学校においては、危機管理マニュアル内において、原子力防災に関する対応を示しており、原子力災害発生を想定した避難訓練を、和知小学校では平成27年度に、和知中学校では平成28年度に実施しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） わちエンジェルの保育所は、まだ計画が策定されていないということですので、いつ、この計画の策定が完了するのかということと、それから、小中学校は、一般災害と違って、原子力災害の、そういう今言いました避難場所とか、避難経路、誘導責任者、誘導方法について、原子力災害用のそういう計画が策定されているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） わちエンジェルに関しましては、先ほど町長の答弁にありましたように、一般的な原子力災害の避難計画にはうたわれておりますが、個別の計画が策定できていないという状況でございます。現在、策定に向けまして取り組みを始めているところでございます。早期のうちに計画のほうを立てたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 和知小学校、和知中学校の危機管理マニュアルにおいて、水害とか地震に加えて、原子力災害発生時の対応、すなわち避難の経路、避難場所、責任者、あるいは保護者への対応等について定めてあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この児童生徒、保育所の園児の避難場所は、原子力災害対策の計画には明記されてませんが、これ、計画に組み入れる必要はありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、被害が発生した場合、屋内退避という状況から始まりまして、保育所の場合につきましては、速やかに保護者に引き渡すという状況になるかというふうに思っております。さらに、完全に保護者に引き渡せないという状況になりますと、この地域の、わちエンジェルでありますが大倉になりますけれども、大倉の避難計画、避難順路に基づきまして、住民と一緒に避難をするという、そういうような流れになるかというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） いずれにしましても、児童生徒等が放射能災害を受けないよう、速やかに、かつスムーズに避難できる計画が早期に策定されることを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、避難所に貯水槽、井戸、仮設トイレ、洋式トイレ、マット、簡易ベッド、空調、それから非常用電源、衛星携帯電話等の施設・設備の整備に努めるという計画が上がっておりますが、この避難所の年次的な整備計画を策定すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一般災害用備蓄とあわせまして整備を進めております。不足している部分についても、今後、計画的に整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この計画に上がっています、いわゆる避難所の施設設備の整備であります、この施設整備を行うのにどれぐらいの事業費が必要と見積もられておるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 避難所にかかります施設整備の事業費でございますけれども、全体的な額というのは把握をしておりません。随時、簡易なもの、例えば、仮設のトイレでありますとか、そういった災害対応の物資ということで整備をするものにつきましては、年次的に整備を図っておりますので、そちらのほうで代用をしたいというふうに考えております。それ以外の施設整備にかかります大規模な部分につきましては、現在のところ、事業費等の把握はできておりませんので、今後におきまして、事業実施の一定のめど等が立ちます時点で、それぞれ算定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 見積もりもできていないようでは、こんな絶対、施設整備できないわけありますので、まず見積もりを行いまして、実際、こんな、もう町単費でできるわけがないんです。ですから、京都府と府内UPZ圏内7市町で構成する、先ほど町長おっしゃってましたが、地域協議会で、財源の確保に向けて、京都府とか事業者の関西電力に、事業費の補助とか負担を求めるべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘いただいたように、南丹土木事務所に責を負わず気はなかったんですけど、いろんな要望をしているわけです。事業者が、当然幾らか負担すべきものという認識で、協議会で話が出ています。知事も、相当、そのことは強く、事業者、国に要望されます。

しかし、今、議員さんがお気づきのように、本当に避難せんなん、その道路すらまだできていないと、明確にこういう話です。そういうことについて予算措置が当然必要だろうという趣旨で、知事が代表でおっしゃいます。そのときには、災害が発生したときでも、補償とか、そういう言葉はありませんと行って、国、許認可権を持っている国の人たちが、そういう言葉はありませんというて、我々、原子力規制委員会ですか、そこが許認可権を持っているんやから、知事の話ですと、当然、災害が発生したときには、君らが責任持つんやなと言ったら、責任を持つということは答弁しません。あるいは、補償、当然するんやろなと質問されたら、補償という言葉はありませんという状況です。もちろん、事業者もおります。そうした席でそんなやりとりですから、今おっしゃっているようなこと、私します、要望をき

ちっと。

せやけれど、なかなか、何ちゅったって立地自治体でもないし、立地府県でもないんです。できたら、できたらですよ、私は一番最初、みんな知ってはると思うんです。再稼働反対と言ったんが私だけなんです、正式に。ただ、そんなことばかり言うとっても仕方ないで、こういう議論に与しているんです。できたら、やっぱり党も、別に関係ないですよ、そういう政党も、反対だと言うてほしいんです、私から言うたら。私は反対だと言うとんです。せやけれど、現実、町長として責を負つとんで、こういう議論をしているということです。

内幕じゃないと思います。議事録残っています。そんな補償という言葉はありません、許認可したからちゅうて、それは合法なんで、責はありませんちゅうて、これ、きちっと答弁しているわけですから、その中で要望しなさいということなので、要望していききたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 詳しく地域協議会の対策委員会の中での状況も答弁いただきまして、よくわかりました。

それで、この原発事業者の関西電力は、この原発2基の再稼働で電気料金を引き下げるといふふうに報道されておりますが、1基だけでも74億円ぐらいの電気料金引き下げになるんちゃうんかということで、2基ですと150億円になるわけでありましたが、試算では。私は、この電気料金引き下げまでに、UPZ圏内の各市町の避難計画に必要な事業費を拠出すべきと考えますが、先ほどの町長の答弁と、かぶるところがあるんですけど、再度、この電気料金の引き下げの件について、町長の見解を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 電気料金は、事業者やさかい、別に利益を目的としてなかっても、利益確保する努力をするのが株主総会の私は意思やと思うんです。橋下さん、元大阪市長があれだけ言わはっても、びりっともしません。何でやって、51%以上持ってないからです、株式会社ですから。そうした前提で、電気料金を下げるのは、そんなことは当然だと思っております。

皆さんも、私は、発電所、実を言うと、不幸なことに見に行っていないんです、あのプラント全体を。せやけど、いろいろ説明を受けます。そしたら、水がどうだこうだって言って、いっぱい説明します。本当にお粗末やなど、関西電力の人おらはったら聞いといてもらったらええです。お粗末です、そんなこと。原子炉は完璧です。完璧やったって、あんた、それ、

冷やすとか、水とかをやね、あそこボタンと、上からも大丈夫ですとか言うてますやん、何か飛んできてても。そんなこと信じられますか、あんなプラントで。原子炉は完璧です。せやけど、原子炉と同じように、全体をカバーしとらなんだら、言うてはるように、災害は起きる可能性があると言うてはるんです。私もそう思とんです。せやけど、技術としては、私はお粗末や思てます。あんな自動車、何億台って走ってますやん。あんなこと言いますか、水が漏れましたとか、あるいはあれが倒れたとか。当然、そんなこと普通やったら、想定せんなんことじゃないですか。あんな、紙入ったからいうて、私、全然評価してません、説明つて。私はそういう前提で議論させてもらっています。あんなとこ、原子炉は完璧です。だと思うんです、完璧やいうて。せやけど、それに付随した施設です、それだけ完璧に守ってますか。そやから、規制委員会とかいうあの人たちが、許可したら全てが進むと。そこが、何も補償ちゅう言葉もありません。あるいは、責任はありませんちゅうんですか、合法やつて言うて、公式に答弁してます。せやから、私ら信じてないって、全然。関西電力が来たつて不快です、不快感を示してます、はっきり。せやけれど、住民の生命、財産を守らんなんという立場で議論させてもらとんです。せやから、できたら、皆さんも、そういうふうにご質問なさる以上、知識があるんやから、自分でみんな、その他、これからも質問を受けまされど、よく考えて、それぞれが決めるということ、そのことを町民の皆さんにはお願いしたいと、私は、こんなこと許してません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、災害時に、避難所や病院等におきまして、お湯等飲料を提供できる災害対応型紙コップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきではないか、お聞きをいたします。

この自販機は、東日本大震災の経験から生まれたもので、災害時にお湯、水、特にお湯が無料で提供できるということで、赤ちゃんの粉ミルクの調乳とか、アルファ米の調理等に大きなメリットがあると言われております。これまでの実績としましては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、1カ月間で延べ8,000杯が、熊本地震では、医療機関で1日最大500杯が提供されております。お湯の提供は大変助かったと、声もあります。飲料メーカー等災害支援協定の締結に向けて検討すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討したいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 検討をするということでございますので、この自販機につきましては、設置すると、先ほど申しましたように、災害時に大きな効果があると報告されておりますので、早期の設置に向けまして、事業者と協議されることを要望し、次の質問に移ります。

次に、食料等、避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとしてありますが、石井食品株式会社京丹波工場で製造されている非常食セットを購入し備蓄する考えはないか、お聞きをいたします。

石井食品株式会社京丹波工場で製造されている非常食セットは、調理不要、食器不要、玄米使用のA、B、Cの3セットと、リゾット3種セットで、カロリーは1食で300カロリー以上を摂取でき、食物アレルギーも配慮されている、非常食には最適な食料であります。3食分のセットが1, 316円ということで、高いな思ったんですけど、3食入ってますんで、3食セットで、1食にしたら438円ということで、もう既に、これ、町外、府外の、神戸市、福岡市、東京都渋谷区などの自治体が購入をしている実績がございます。本町内の企業が製造した非常食を備蓄すべきというふうに私は考えますが、その点につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 購入を検討したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 原子力災害では、私の持っている計画書では3, 193人が避難をすると、UPZ圏内ね、ということになってまして、1日の避難でも、これ、3掛けたら9, 579食、3日であれば2万8, 737食が必要となるということで、私は最低3日分、いろんなそういう炊き出しとか、いろんな、自炊とかいうことができるまでの最低3日間は必要ではないかというふうに考えております。

原子力災害での食料は、何日程度の備蓄を計画されているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の備蓄についてですが、緊急時の3日間を過ごせるように計画しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町長、原子力災害もその3日間という考え方でよろしいんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、原子力災害も一緒に、3日間はきちんと備蓄しているということとであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ちょっと余談になるんですけど、この石井食品株式会社京丹波工場に、この非常食製造専門工場が建設されたという経過につきましては、5年前に4億円で建設をされております、ご承知だと思っております。なぜ、この設置、建設されたかといいますと、6年前の東日本大震災の避難所生活の食料不足の悲惨な状況をこの石井食品の社長さんが目の当たりにされまして、非常食の備蓄の必要性を痛感されたということで、京丹波工場に、社長さんの肝いりで5年前に建設をされております。

ということで、町長、購入しますというような答弁でございますので、これ以上は申し上げませんが、やはり、この町内で製造されている非常食を備蓄するという事は、企業を支援するという事にも当然なりますし、地域の活性化にもつながってくるということで、早急に石井食品の非常食の備蓄を進めていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

2点目は、公用車の運行管理と点検整備についてお聞きをいたします。

公用車の運行を明確にするために、全車両にドライブレコーダーを取りつける考えはないか、お聞きをいたします。

ドライブレコーダーを取りつけている車両は最近増加してきております。運転記録が残ることから、職員の安全運転にもつながりますし、万が一事故に遭遇した場合は、当事者の証言を裏づける証拠となりますことから、公用車全車両に取りつけるべきというふうに考えます。今後購入する車両については、全車両に装備すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ドライブレコーダーの取り付け可否について、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今後検討していくということでありまして、京都府内では、ご承知だと思いますが、向日市で、昨年度に公用車60台、全車両に取りつけたという実績もございますし、本町の職員でも、過去には損害賠償をしなければならないというような大事故を起こしたこともありますし、早急に取り付けを検討するという事でありまして、その取り付けを要望し、次の質問に移ります。

次に、道路運送車両法で定めています12カ月の定期点検は、全ての公用車で実施されて

いるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、定期点検を実施している公用車は、3カ月の法定点検を行っているバスを除きまして、176台のうち17台となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） やはり、12カ月点検、定期点検を実施していないのではないかと
いうふうに、公用車は、というふうに推測しておりましたが、やはり多くの車はその点検が
できていないということでもありますので、やはり、これ、法律で決められているわけであり
ますから、法令遵守、車両整備、それから安全運行等に欠かせない点検でありますので、こ
れ、どのような理由で全ての公用車が12カ月点検を実施されていないのか、その理由につ
いてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 法定点検となっております12カ月点検につきまして、先ほど町
長が答弁をいたしましたように、全公用車、管理しております公用車のうち17台となっ
ております。このうちには、リース契約に基づきまして、その契約上で12カ月法定点検を明
確にしている部分につきましては当然行っているものでございます。これ以外の部分でござ
いますけれども、定期点検の実施の要否の判断につきまして、担当課に委ねているところ
でございますけれども、町として統一ができていない現状にございます。必ずしも自動車整備
業者において点検することが義務づけられているところではありませんけれども、実際には、
細かな部分で点検ができない部分もあるということでもありますので、整備業者によります点
検が必要というふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 定期点検ですので、やはり全公用車の点検を受けることを求めまし
て、次の質問に移ります。

次に、平成29年3月に策定されました地球温暖化対策実行計画を推進するために、排ガ
ス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない車両への更新を行うべきでないか、お聞き
をいたします。

この4月は軽自動車税、5月は自動車税の納付期限でありました。排ガスの一定の規制を
達成しているものとか、燃費性能のよい自動車につきましては、自動車税、軽自動車税を軽
減すると、これ、優遇制度が実施されておまして、また13年以上経過した車については、

税額を増額するというような、どっちかといいますと、環境負荷の少ない車両へ更新をするような誘導の政策といいますか、税制であるというふうに考えておりますし、やはり公用車につきましても、環境負荷の少ない車両へ更新を行うべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 車両の更新時期を迎える公用車につきましては、環境負荷の少ない車両に随時更新しているということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほど、公用車170台余りという答弁ございましたが、公用車に自動車税はかかっておりませんが、かかったとしたら、この自動車税で税額が軽減される基準を満たしていない公用車は何台あるのか、資料がありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 手元に資料がございませんので、詳細につきましてはご報告することができません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それと関連しまして、地球温暖化対策実行計画というのは、もう策定されて、推進していくということになっていきますので、町が率先して環境負荷の少ない車両への更新を行うべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町長の答弁にもありましたように、引き続きまして、更新時におきましては、環境負荷の少ない車両に随時更新をすることとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。11時まで。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） 15番、松村です。

ただいま議長の許可を得ましたので、平成29年第2回定例会におきます私の一般質問を行います。

最初に、「ふれあい広場」の移転先を畑川ダム周辺にという項目でございます。

新庁舎の建設用地となった町民のふれあい広場は、グラウンドゴルフ協会による管理運営が献身的になされてまして、多くのグラウンドゴルフ愛好者が楽しむ様子が見られておりました。

この京丹波町ふれあい広場は、新庁舎建設のため移転を余儀なくされると考えますが、移転先等について考えをお伺いします。

本定例会での町長の行政報告において、新庁舎整備事業の件で、用地測量業務や建物解体工事設計業務等の発注準備を行っていると報告されました。まず、次の2点について伺います。

1点目、ビジョندانマークの解体撤去工事の開始はいつなのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ビジョندانマーク及びデンマークハウスの解体工事は、今年度秋頃の着手を予定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 次に、ふれあい広場が使用可能時期はいつ頃までなのか、あわせてお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎整備事業を進めるに当たりましては、ふれあい広場においては、今年度から埋蔵文化財のまず調査を行います。そして、地質調査、建物解体工事を予定しております。ふれあい広場の一部及び全部の使用が一時的にできないことも想定されますので、京丹波町グラウンドゴルフ協会丹波支部さんとスケジュール等について説明をさせていただいて、協議してまいりたいと考えております。また、来年度には造成工事も予定しております。全面的に使用できなくなることも想定されますので、そのあたりも含めて、今後協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） それでは、使用が不可能になった時点での対処についてをお伺いします。

町長は、移転先を必要とされているのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでの活動実績や利用されている皆さんの健康増進の観点からも、引き続き活動を続けていただきたいと考えておりまして、町内のほかの施設の状況等を含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 今、検討をしてまいりたいということですが、4番目の、昨年12月12日に新庁舎基本計画審議会から答申がなされ、提出されましたが、それより先に、新庁舎建設の用地候補にふれあい広場と新聞報道がなされました。町民の関心が高まったと認識しております。

同年12月6日には、期せずして、畑川ダム対策協議会、下山区、グリーンハイツ区及びグラウンドゴルフ協会丹波支部から、連名により、町当局及び議長、副議長宛てに、新庁舎建設に伴うふれあい広場移転先に関する陳情書が提出されました。陳情の趣旨は、新庁舎建設に伴うふれあい広場（グラウンドゴルフ場）の移転先として、畑川ダム周辺整備計画地（仮称畑川ダムふれあい森の公園）をお願いしたいというものです。

この時点で、審議会答申提出前であり、報道情報をもとにしての陳情でありまして、まだ議会に提案されていない案件でもあり、検討し、即答できる状況ではなかったと考えますが、本年の3月議会で議決を得て、建設位置が決定しました。この時点において、この陳情に対しての考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内のほかの施設の状況も踏まえまして、京丹波町グラウンドゴルフ協会、畑川ダム対策協議会、地元区とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 検討は十分にさせていただいて、ぜひ陳情書にありますように、畑川ダム周辺整備の事業とあわせて、このグラウンドゴルフ場の移転をお願いしておきたいと思っております。

次に、畑川ダム対策協議会の役員が、5月下旬に担当課を訪れ、畑川ダム周辺整備計画の

事業について、現況の説明を求めたと聞いております。私からも、この事業化への進捗状況と今後の方向性についてお伺いしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダム周辺整備計画につきましては、現在、まず用地測量を実施しているところであります。

今後につきましては、地元地域はもとより、町の活性化に寄与する施設として、地域との合意形成を図りつつ、持続可能な施設の整備を京都府と一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 私も、この問題につきましては、過去何度か町長にお尋ねをしてみました。答弁としては、今おっしゃった答弁がずっと続いておまして、京都府との協議がこれからも続くことを強く望むわけがございますけれど、財源確保にどのようなお考えをお持ちなのか、わかればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 松村議員さん、地元の議員さんということで、このことについて話した経過があるんだと思います。

もともと、役場庁舎があの場所に行くということはまだ決まっていなかった段階でも、畑川ダム周辺整備については、ダム建設のときからの約束なんで、そのことを京都府に履行して、完成したんで、そろそろ周辺整備についても履行してくださいという要望をしとったんですが、なかなか進まなかった現実が確かにあります。そやけど、何回も何回も言うてるんで、承知はしてくれていると思うんです。

いよいよ、今回、新庁舎建設予定地がグラウンドゴルフ協会の丹波支部が管理運営していたので、そこを取り上げるので、できたら一緒に、町のそうしたグラウンドゴルフができる施設と一緒に整備しますんでというような要望にちょっと変わると思うんです。何とかその辺を理解していただいて、京都府が過去の知事さん時代に、京丹波町に対して、昔は丹波ですけど、京丹波町に対して約束していらした畑川ダム周辺整備と京丹波町が今度打ち出さねばならないグラウンドゴルフ競技場をあわせて、そして、それをもって畑川ダム周辺整備ということで、京都府と京丹波町が理解し合える、そういう要望をして、要望に切りかえていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 今、答弁いただきましたように、前向きに京都府と協議を積み重ねていただきまして、実現が一日でも早くなるように、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

行政とドローン操縦者の協定について質問をいたします。

小型無人航空機ドローンの認知度や行政への活用についてお伺いしたいと思います。

私自身、ドローンについて認知度はほとんどありませんが、何とかこの場で説明できるような模索しておりましたら、非常にタイミングよく、昨日の6月6日、京都新聞の見聞録というコーナーに、ドローンについての記事が掲載されておりました。

ドローンについて理解を得るために、この記事を紹介させていただきたいと思うんですが、「ドローンは、空撮を初め、災害現場での物資の輸送や調査に活用されている。宅配実験なども行われ、話題に事欠かない。ドローンは、一見、無線で操縦するおもちゃの飛行機のように見えるが、その内実は大きく異なっている。最大の違いは、インテリジェンスであること。搭載されたセンサーとコンピューターによって自動的に障害物を避けながら、設定した経路を飛行する。姿勢を安定させるジャイロ、動きを感知する加速度センサー、位置を知るGPS、周囲の障害物を知る赤外線センサー、高度を知る気圧センサー、これらを駆使して、ドローンは自由自在に飛びます。空飛ぶスマートフォンとも言っているほど、最先端技術が詰まっている。日々活躍の幅を広げ、トンネルや橋脚の点検など、人間には厳しい環境で力を発揮し、離島の多い日本でも、ドローンによって宅配実験が始まっております」、以下割愛しますが、課題もあるようです。重量を軽くするために、バッテリー搭載に限りがあり、飛行可能時間は約30分程度と短い。ドローンの大敵というのは風であることなど、また私の初歩的な知識として、ドローンの総重量が200グラム未満のものは航空法の対象にならないが、200グラム以上のものなら対象となり、飛行に関する基本的なルールが定められております。これぐらいの私の知識のもと、次について質問いたします。

1点目、本町役場にドローンを所有している課はあるか、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在ドローンを所有している課はありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） ないということですが、業務上でドローンの操縦を必要とした経緯

はあるのか、あれば、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまで、職員が業務上ドローンを操縦した経緯はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） ないということですが、必要なときには、そういったことのできる方をお願いして空撮等をしているということ、情報センターの方からお聞きしております。

町民がドローンを所有して操縦しているとの把握をすることは可能か、不可能か、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ドローン所有者につきましては、登録制度でもないことで、把握することは困難だと思っているんですが、今、松村議員さんがささやかれた、いろいろ活用はさせてもらっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 最近の報道、新聞報道もありまして、これも私がドローンの質問を、通告書を出した後だったんですが、亀岡市が専門の業者と協定を結んだという報道がありました。本町としても、そういった操縦者との協定を結び、必要なときに協力を得られるようにして、ドローンの活用を行政に反映することはできないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後は、ドローンの活用を必要とする業務があったときには、協定等も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 今、活用があればしていきたいということですが、活用が必要とされる対象業務というのはどのようなものが想定されるのか、また教育行政においても、どのような場合に活用ができるのか、想定で結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ドローンの活用業務につきましては、災害時の被害状況確認及び山林での行方不明者の捜索など危機管理に関する事、森林のモニタリングなどの産業振興に関する事、観光PRに関する事など、あらゆる業務における活用が可能と考えております。

す。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会におけるドローンの活用が想定される業務内容としては、ドローンによって撮影されました、上空からの地域を映した映像を用いた学校の授業における地域学習等での活用、また発掘調査事業において、容易に立ち入ることができない場所の上空からの撮影、そしてその分析、その他、施設の維持管理に係る高所部分の安全確認作業等に活用することが可能かと考えております。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） ちょっと、早口でしゃべりますので時間が余りそうなので、ゆっくりしゃべらせてもらいます。

業務分野での使用なんですけど、私は、農業分野でちょっと使用できないかということ非常にいつも考えておるんですけど、町内ではそれほど大きな田んぼはないんですけど、5町歩とか10町歩の田が1枚というようなところでありますと、種子や肥料の散布、それから育成状況の監視、それから病害虫の防除などにも活用できるんじゃないかということと、それから、ぜひこれが実現したら大変ありがたいなと思うことは、鳥獣害対策でございます。ドローンを使って鳥獣害の被害を防止することは、どこかの、たしか長野県でしたか、実証実験されているというような記事を見たことがあるんですけど、特にサルなんかを追っかけて、どこに逃げるかするのはおもしろいなというような気もするんですけど、近づいてきたときにセンサーが働いて、自動的に飛び立って、ずっと追跡するというようなことができたなら非常にいいなというふうなことも考えたりもしております。それと、先ほど行方不明者の捜索とか、災害調査等おっしゃいましたし、測量なんかにも使えるんじゃないか。それから、不法投棄の対策にも何か使えるような気もいたします。そういったことを思いついたことでございます。

次の質問ですが、本町独自のドローン操縦に関する規則等の必要性についてお伺いしたいんですけど、国土交通省の許可なく飛行させることのできない場所、条件としては、地表、または水面から150メートル以上の高さ、空港周辺の空域、日の出前、日没後、それから目視外飛行、第三者、または第三者の建物、第三者の車両などの物件との距離が30メートル未満、祭礼、縁日など、人の集まる催し場所の上空、爆発物など、危険物を輸送すること、ドローンから物を投下すること、これらの飛行は規制になっております。本町独自として、どこかこういうところでのドローンの操縦は規制したほうがいいのではないかなというふうな

ことが考えられれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点では、ドローン操縦に関する規則の制定について考えておりませんが、今後、ドローンを使用することがございましたら、国土交通省作成の無人航空機の安全な飛行のためのガイドラインに沿って、安全かつ適正に使用するべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 先月でしたか、ケーブルテレビで、公園の桜をドローンで撮影されている映像が紹介されまして、小さな公園でしたけれどありました。ああいった方々が町内にかなりおられるのではないかと思いますので、またそういった方々との親交、交流等も、町を通じて深めていただいて、協力が得られる体制をつくっていただければ、大変これからも町のドローン活用についてのメリットがあるのではないかと思いますので、一つご検討のほどをよろしくお願い申し上げまして、最後の質問に入らせていただきます。

「瑞風が撮れる京丹波町」のPRについてお尋ねをしたいと思います。

山陰・山陽地方を周遊するJR西日本の豪華寝台列車トワイライトエクスプレス瑞風が、この6月17日から運行を開始します。

瑞風のコースは、京都、大阪、下関を出発する5コースで運行されるが、そのうち山陰線コースは、片道1泊2日コースの上下2種類と山陽・山陰周遊の2泊3日コースの1種類があります。町内の山陰線を通過することになります。6月17日には山陰線下り、6月19日には山陰線コースの上り、6月23日には山陽・山陰周遊コースの山陰線上りが通過する予定とされていますが、町内通過時刻は不明であります。

町内沿線では、特殊な車両等の撮影を目的とした写真愛好家を何度か、よく見かけることがあります。下山地区から和知地区にかけて、鉄橋も多く、ビュースポットも数多くあります。来町者を増やし、観光施策の一環とすることについてお伺いをいたします。

瑞風の運行時刻に合わせて、町内通過時刻を割り出し、撮影スポット等、町内外に広くPRして、観光の目玉として取り組みをしてはどうか、お伺いをいたします。町としてのPRをすることで、責任問題が発生する可能性がない範囲での取り組みができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大変よい視点の時期を得たご質問をお受けしたんですが、次のとおり、

お答えしてまいります。

トワイライトエクスプレス瑞風の町内通過時刻について、関係機関に問い合わせたんですが、時間予測することは難しい状況でありました。

また、撮影に適した場所については、写真家や愛好家一人ひとりの異なるものでありまして、さらに立ち入りが禁止されている鉄道用地や事前の許可が必要な宅地内、あるいは田畑、山林などの私有地、道路上など、さまざまなスポットが考えられますが、それに伴う、関係機関や周辺地域の方々の理解も必要であり、また、駐車場やごみ等の課題も想定されることから、町が撮影場所として広報することは、現在のところ難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 今、町長おっしゃいましたように、町が責任を負わなければならないような状況が発生する可能性もありますし、また、地権者、地域の皆様方の協力も必要ということでもあります。町としてのPRが難しいということであれば、それに付随する観光協会とかそういったところ、道の駅とかで、それぞれ、それなりのPRをされてもいいんじゃないかというふうに思います。

2番目の河岸段丘の風景と安栖里近郊を通過する瑞風の撮影は、町内外の鉄道マニアやカメラ愛好家にとって魅力のあるスポットと考えますが、わち山野草の森に、最近常備され、運用されようとしているレンタサイクルを、道の駅「和」にも何台か常備し、利用促進や拡大を図ってはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） レンタサイクルにつきましては、今年度からわち山野草の森に6台配備したところであります。より多くの方に利用いただくため、現在、広報・宣伝に努めております。まずは、わち山野草の森を拠点として観光スポットを周遊していただき、町の魅力を満喫していただけるように努めたいと考えておりますので、現時点では、道の駅「和」への配備については考えていないということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 今、配備は考えていないということですが、どうしてもわち山野草の森から対岸への移動となりますと、結構坂道も多く、自転車で行かれるのも苦労かと思えます。道の駅から出発して、より多くの箇所への移動が可能になるんじゃないかというふうに考えますので、また利用状況によっては、そういった処置もお考えいただきたいなという

ふうに思っております。

続きまして、わち山野草の森のビュースポット地点へ積極的に誘導してはどうかという点でございますが、わち山野草の森の案内表示にも、鉄橋をうまく捉えた場所が撮影スポットとして紹介されております。そこへ、今度運行されます瑞風の撮影のビュースポットとして、来場者を入場料を払っていただいて誘導するという、そういうことをぜひ進めていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） わち山野草の森のビュースポットへの誘客につきましては、町の施設でありますので、施設の認知度の向上や入園者の増加など、わち山野草の森にとって有益であると考えられますので、運行状況等の情報収集に努めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 私も、わち山野草の森に入ってみたんですが、大変、本当にすばらしい撮影ができるんじゃないかと思っておりますが、何せ、通過時刻がなかなかわからないというのはこの瑞風の特徴でありまして、上り、下り、ともに日没になりますと撮影できませんので、日の上がっているうちに通過してくれることを望んでおります。

したがいまして、次の質問なんですが、下山地内でも、鉄道を中心にした撮影スポットがあります。その山陰線沿線全域にわたりまして、我々でもわからない、気がつかない隠れたビュースポットがあると考えられますが、幅広くそういった箇所の情報の収集をして、知らせていただいたら大変ありがたいと思うんですが、そういったことについてはどうお考えか、お尋ねをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 撮影スポットの情報収集については、さまざまな課題をクリアしなければならないと思っております。そうしたことで、現在は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） 町としてそういうことはやはりやりにくい状況もよくわかります。こういった撮影とかされる方につきましては、マニア間の連携も多分強いものがあって、ラインとかツイッターでそれぞれ連絡を取り合って、いついつのここには、何時何分に通過す

るということは、それぞれ連絡を取り合って、人が自然に集まってくると思いますが、そういったときには町は関与しないということで私は理解させていただきます。

次に、道の駅「味夢の里」の利用者に積極的に発信し、町内インターから沿線への誘導を推進してはどうかということですが、今おっしゃいました町長の答弁によりますと、余りそういうことをできないということですが、町内に撮影できる場所がありますよというようなぐらいのPRは味夢の里でできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 撮影仲間五、六人ずつ仲よくして、京丹波町以外にも、旅行を兼ねてだと思ふんやけれど、撮影しに来てはります。そやから、情報をもらって、その人たちがグループで出かけてはるのか、自分らで探してはるのか、ちょっと私知らんのですけれど、町内の人は、すぐビュースポットというのを大体お互いで、町内の写真同好会は共有されると思ふんです。それを、町外の人に資料をつくられて、道の駅に置いてくれ言わはったら、道の駅は置くと思ふんです、積極的に。そういうことを同好会がされるかなというのか、町は困難ですいうて今まで答えてきたさかい、あとは何やいうたら、そういう同好会の人たちが、町外の人にも積極的にお知らせして、写真、瑞風なら瑞風を撮りに来はったらどうですかというような、そういうことになるんかどうかちょっとわからんのですが、いずれにしても、依頼を受けたら、各道の駅ともそういう役割を担っているというふうに私は思っています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○15番（松村篤郎君） いろいろ、私、注文をいたしましたけれど、町自体としての考えはよくわかりました。

ただ、今までにかつてない、山陰線をトワイライトエクスプレスが運行されるということで、私は非常に喜んでおり、胸がわくわくするわけなんです。どんな車両かといいますと、瑞風グリーンというようなカラーで車体が塗られておりまして、10両編成で、定員が約30名という、本当にホテルが走っているという感じの列車だそうです。1泊2日コースで最低で27万円、それで、2泊3日コースのザ・スイートだと120万から125万円、1人当たりかかるという、本当に市内のホテルの最上級室よりも高いという、こういった豪華な列車が運行するということは、本当に山陰線にとって、沿線の者にとって、大変見ごたえのあるものだど期待しております。私の家の2階の窓からも通過するのが見えますので、ちょっと目を凝らしておって、いつ頃通るのか楽しみにしております。電車が通るときには、踏切の信号がカンカン鳴りますのでわかりますので、その辺、気をつけて、おかしな時間に鳴

るなどと思ったら、ちょっとのぞいてみたいなというふうな気はしています。

そういった意味で、トワイライトエクスプレス瑞風の山陰線を通過、運用されることについて、私は非常に興味を持っておりましたので、今回このような質問をさせていただきました。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後１時まで。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、ただいまから、平成29年第2回定例議会におきまして、通告書に従い、次の4点について町長にお伺いをいたします。

1点目は環境保全についてお尋ねをいたします。

地球温暖化対策は世界中で取り組むべき重要課題であるとして、京都議定書にかわる、2015年、平成27年12月にパリで開かれた国際会議でパリ協定が採択され、昨年、平成28年11月に発効しました。これには、先進国、発展途上国を問わず、全ての国が参加するとしています。しかし、温室効果ガス排出量が世界第2位のアメリカのトランプ大統領は、パリ協定からの離脱を表明しており、これは温暖化対策の大きな後退につながるようになります。各国からは非難の声が上がっております。

日本は、2030年、平成42年度までに、平成25年度に比べ、26%削減することとしており、国民一人ひとりの身近な取り組みが重要となっております。

そこで、本町では、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、平成29年3月に京丹波町地球温暖化対策実行計画が策定されました。策定に当たり、町民、事業所の協力で、アンケート調査を実施し、その結果のまとめが出されました。そこで町長にお尋ねをいたします。

町民、事業所のいずれも、アンケート調査は昨年の9月7日から22日の15日間で実施をされました。町民へのアンケート調査結果についてお伺いいたします。

一つには、アンケート対象者は18歳以上で、町内の在住者1,000人を無作為に抽出し実施されました。回収数は341人の34.1%となっております。この回収率から見て

も、地球温暖化が自分たちの自然環境に及ぼす影響に大きくかかわっていることへの周知が必要と考えます。町長は、この数字をどのようにご理解されるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アンケート結果から見て、周辺環境については、満足度が低く、重要度が高いと一番感じられている項目が、不法投棄の防止となっていることから、今後も、京都府を初め、関係機関と連携して、パトロールや啓発を実施してまいりたいと考えております。今お尋ねの、啓発が大事だというふうに認識しています。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 次の答弁やったのではないかと思うんですけども、私は、この1,000人のうちの341人回答されたわけですが、その回収率が34.1%というこの数字をどのように考えるのか、関心度が高いと言われるのか、極端に言いましたですよ、関心が低いのかと、そういった町長の思いをちょっとお伺いしたまでですので、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 啓発というか、理解を得られるように努力する必要があるというふうに思いました。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 二つ目のこの周辺環境についてであります。

これは、満足度、重要性の項目でありまして、監視や指導による不法投棄の防止で、満足度は低く、重要度は高いと、もっと強化してほしいということではないかと思えます。

また、環境に関する講座、観察会、そして学校、地域での環境学習の満足度は低くなっております。反対に、やはり重要性が必要であるというふうに、重要性が高い数字となっております。やはり、こういった環境に関する学習等が、やはり関心を持ち、協力を呼びかける一つではないかと思えますが、その点をお伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もう一度申しますけれど、不法投棄についてはかなり神経をとがらせていらっしゃるというか、そういうことが読み取れるわけですが、パトロールを京都府あるいは関係機関と連携してすると同時に、啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長の答弁の中で、今、不法投棄のことにに関して、やはりパトロールを強化して、協力してということ、これまでの質問の中にも、そのように答弁もしていただいておりますが、まず一つには、やはり自分たちの周り、自然環境に及ぼす影響というのが、この地球温暖化ということが物すごく大きなことであるという、一つは、先ほども言いましたが、やはり地域との学習とか、そういうことも必要じゃないかと考えるわけなんです。今後、そういった取り組みの予定はないのか、お伺いしたいのと。

この間、京丹波町の女性の会でも、8月の夏休みにエコライフ講座として、須知高校の田中先生、この先生は、環境省認定登録をされておまして、環境カウンセラーを取得されている先生なんですけれども、その先生にお願いをいたしまして、地球温暖化防止に関する学習会を何回となく開催していただきました。この間、女性の会の会員さんだけでなくして、そのビラを学校とかいろんなところに置かせてもうてたもので、会員さん以外の方も講習を受けていただいて、大変関心を持っている方もおられるんやなとつくづく思いました。それと、これまでも、地球温暖化防止のメンバーさん等によりまして、それぞれの学校、小学校等に行って、そういった温暖化に関する出前講座みたいなものもしていただいております。

やはり行政としても、こうして身近に、今のところそういった、須高に田中先生もおられますし、そういった行政としての講座というか、そういうことを開くような予定はないのか。これは具体例であります。今後そういった予定はないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 講座は予定していませんが、家庭での環境保全の取り組みについては、身近で簡単な取り組みであっても継続して取り組みがたい、例えば、季節に合わせた冷蔵庫の温度調節とか、エアコンフィルターの掃除など、取り組み率が低い項目を中心に、今後、普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

坂本議員さんがおっしゃっていることは、別に100%否定するどころか、参考に、これから取り組んでいったらよいなというふうに聞かせてもらっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ぜひ、それこそ学校とか、それぞれの団体では、そういった取り組みをする機会もあろうかと思うんですけれども、やはり地域で住民さんが、そういった身近な地球温暖化に関して、何十年先にはもう普通に気温が50度になるのが当たり前というようなことが来ることが予想されておりますので、それだけの知識を持つということは大事や

と思うんです。だから、今、私言わせていただいたように、そういった講座も必要ではないかということで、今、町長も必要であるというふうにおっしゃっていただいたかと思うんです。

三つには、家庭での環境保全の取り組みを実施するための障害と感じていることについては、省エネに取り組み、努力していることは伺えます。先ほどおっしゃいました、冷蔵庫を壁から離すとか、できるだけ冷蔵庫のドアの開閉は少なくするとか、そういった家庭においても、いろんな電気代にも響くことでありますので、そういった努力はされておると思いますが、このアンケートの中にもそのように出ておりますので。しかし、省エネへの関連機器が割高ということもネックになっているようでもあります。この中のまとめにも、国の補助金の情報提供などの普及啓発が必要としていますとありますが、やはり町独自の支援も必要と考えますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、省エネ、再生可能エネルギー設備の導入については、一定数の家庭が導入の意向を持っていらっしゃるにもかかわらず、価格が高いことなどを導入の障害として感じておられる家庭も多いことから、国、府の補助制度に関する情報提供や本町における補助制度についての広報を今後とも行っていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長に答弁いただきまして、町の補助も情報提供していくということですが、身近な機器として、よくLEDの照明なんか、防犯灯等で、今、いろんなところで要望があつたらしておりますが、やはり個人宅のそういったLED、それも補助対象にできるようなことができないかなと思うわけなんです。これまで、よく住宅火災報知器、あれに1基だけ補助するとか、2基目は無料とかいうふうなこともこれまでして、それは一つの推進するために行われてきたことではありますが、やはりこのLEDという電球も、手頃やないかと思うんです、かかわるには。やはり、そういった、それも町内のそういった電気屋さんで買うということをやはり限定する必要もあるかと思うんですけれども、一つの推進する方法ではないかと思いますが、その点、もう一度考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした家庭が多いということで、国、府の補助制度に関する情報提供、それと本町における補助制度について、広報を今後とも行ってまいりたいというふうにお答えしております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） また、今、私が提案させていただいたこともさらに考えていただくよう、要望しておきます。

2点目には、介護保険についてお伺いしたいと思います。

介護保険制度を導入して17年目に入りました。当初の介護サービス利用料は所得に関係なく一律1割負担でありましたが、平成27年8月から、一定所得以上の利用者は2割負担となり、さらに来年の平成30年8月からは3割負担になるとしております。また、施設入所者の低所得者に対し、軽減措置がとられていた食費や居住費の補足給付に、平成27年8月から、預貯金や配偶者の所得によって給付が制限され、その結果、補足給付を受ける件数が、制度見直し後、約2割減、減ったと、厚労省も認めております。

京都府での状況を見ましたら、特養の待機者は、京都府全体で、平成21年5,610人から、平成28年8,755人と増加しております。介護サービス利用料の2割負担によって、デイサービスを週3回利用しておりましたが、利用料が月1万3,000円も上がったため、やむなく週2回にした。また、介護施設の食費や居住費の値上げ、特養ホームを退去するとしたのが101施設であったという事例もあります。

そこで町長にお伺いをいたします。

一つには、平成27年8月から実施をされました、一定所得、年金収入と280万円以上の方へ、利用料1割から2割負担にしたことで、利用抑制が生まれていることを塩崎厚生労働大臣も認めておりますが、本町における利用者への状況はどうであったのか、また、利用回数を減らすといったようなことも起きているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町におきましては、現在、要介護等認定者及び総合事業対象者のうち、2割負担に該当される被保険者は43名となっております。また、本町の施設等における影響につきましては、それぞれの施設等においても、居住費等の負担軽減制度の利用等について丁寧に説明いただいております、申請漏れ等がないよう配慮いただいているところであり、現在のところ、施設などから利用抑制につながるような内容の相談あるいは報告を受けておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 平成27年の9月議会でこのことを、利用料が1割から2割になったことによってどのぐらいの方が対象になるんですかということをお伺いしました。その平

成 27 年の 9 月議会での答弁では、要介護認定者が 1, 179 人中、2 割負担となる方が 36 人ということでしたが、今回はいつの時点か、ちょっとわかりませんが、要認定者数は何人中 43 人ということなのか、課長は詳しくわかるかと思うんですけども、ちょっとお伺いします。

それと、もう一つ、低所得者への食費や居住費の見直しです、軽減措置の。そのことによって、この対象となった方が、平成 28 年の 8 月 26 日現在で 316 人中 67 人が対象ということになった答弁をいただきましたが、今回、どのぐらいの人が対象と、増えてきたのかどうかということ、ちょっと人数的にお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず 1 点目の 2 割負担の関係でございますけれども、これは 5 月 29 日現在でございます。その中で、介護保険認定者等ということで、これについては総合事業の対象者も含まれますけれども、1, 514 人でございます。そのうち、先ほど町長の答弁からもございました、2 割負担該当者が 43 名ということでございます。

続きまして、2 点目の負担限度額の申請の関係でございますけれども、平成 28 年 9 月議会のときに答弁させていただいたとおり、そのときに 2 段階から 3 段階になる方が 67 名ということで、それ以降、この 29 年 5 月までの申請の中で、その方が 15 名ということで把握しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1 番（坂本美智代君） 今、要介護の認定者数を、これ、平成 27 年度より、平成 29 年から増えてきており、当然 2 割負担の方も増えてくるんじゃないかと思うんですけども、施設からの説明によって、そういった退所する方はなかったという答弁であります。退所するにも、やはり受け入れがなかったら退所もできないと、ぎりぎりでおられるということもあれば、家族から、やはりそれなりの身出しをしなければならないという、大変苦しいというのものもあるんじゃないかと思いますが、そういった声は聞いておられないのかどうか、その点、1 点お伺いしたいのと。

先ほどの低所得者への住居と食費です。月額、多い人で大体どれぐらい増えたのか、もし把握されておれば、お伺いしたいと思います。うちの母のときは、月額 1 万 3, 000 円ほど上がりましたので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 先ほどもありましたように、施設等から、この 2 割になるこ

とによってそういう問題がある方があるとか、こういう声を聞いておるとかいうようなことは、現在のところ聞いておりません。ただ、これはもう1割の方でもございますけれども、施設に入るのに結構苦しいというようなことはお聞きはしますけれども、1割から2割というあたりについては、現在のところ聞いておりません。

それと、負担限度額の月当たりとかにちょっとどんだけ上がったかにつきましては、申しわけございませんが、資料を持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 二つには、新総合事業に移行後、事業所への影響や聞き取り調査の実施はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

総合事業に移行する際にお伺いしたら、新総合事業の通所型Aサービスについては、一部委託金額の見直しなど、事業所に一定理解はしていただいているという課長の答弁はいただきました。その点、その後、こういった聞き取り調査等はされているのか、いないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総合事業への移行後、昨年10月と本年2月から3月にかけて計2回、各事業所に訪問させていただいて、協議や意見交換を行いました。

10月の協議においては、各事業所のご理解とご協力のおかげによりまして、総合事業への移行による利用者の皆さんの混乱もなく、適切なサービス提供に努めていただいていることを確認させていただいたところでもあります。また、本年2月頃の協議におきましては、現行相当サービスにおいて、月額幾らとなっていた包括単価を1回当たりの単価に見直すことなどについてご意見をお伺いし、各事業所からご理解をいただくなど、円滑な事業運営につながっていることを確認しております。

今後も、状況を見ながら、事業所などと意見交換ができる機会を設けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） この間、10月と2月ですか、2回ほどそういった意見交換なり、利用者のそういった状況なり、お伺いしているということでもあります。やはり、こうした事業所等の聞き取りということをすることによって、やはり利用者さんのサービスにも反映してくるかと思うんです。やはり、なかなか嫌とも言えないのが事業所で、大変苦しいんではないかと考えるところではありますが、やはり苦しい中でも、一生懸命、利用者さんに対して

サービス等を提供させていただくということは、その反面、やはり行政も事業所さん等にしっかりと聞き取り、また悩み等、また問題等も聞き取ることも大変大切かと思っておりますので、ぜひ10月と2月ということなので、年5回ぐらいはできるのかなと、5回じゃないか、4回か、ぐらいできるかなと、この計算で思うんですけれども、できるだけそういった苦慮している点とか、そういったことも聞き取る、お金は要りませんので、しっかりと聞き取って、利用者さんにサービスが反映できることを要望したいと思います。

三つには、自治体の地域支援事業に移行してその事業を実施するためには、ボランティアの人材育成が不可欠であります。現時点でボランティアの人材確保は十分と言えるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 住民の主体的な参加と協力によりまして、お互いさまの気持ちで助け合う活動の構築を目指し、生活支援サービスボランティアの養成事業を、平成27年度から社会福祉協議会に委託して実施しております。この養成研修を修了された後は、社会福祉協議会の事業である住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」に登録いただきまして、暮らしの中のちょっとした困り事に対し、支援いただくボランティアとして活動いただいております。現在のボランティア登録者は50名で、平成28年度において、この事業を利用された高齢者などは22名、延べ件数にして64件ございました。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 社協に委託をして、養成研修を終えた方が、こういった「かがやき」の登録をされているという方が50人ということであります。もし、詳しくわかれば、それぞれ旧町単位でどれぐらいの方が登録されているのか、50人の内訳をお伺いしたいのと、利用者さんは22人で、利用件数は64件ということですが、主なものはこういったことが利用されたのかどうか、わかる範囲内でお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まずボランティアの方の登録者数でございますけれども、丹波地区におきましては23名、瑞穂地区におきましては19名、和知地区におきましては8名ということで、合計50名となっております。

続きまして、主な依頼内容でございますけれども、この「かがやき」の事業自体が、依頼者の方とそのボランティアとが一緒に行う活動というのをまず基本としております。そのうち、昨年28年12月末現在でのものになりますけれども、やはり一番多いのが調理でござ

ございます。あと、お風呂の掃除、そして草引き、拭き掃除等ということで、あと、衣類等の片づけが、そのあたりが結構多い件数となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） このボランティア活動なんですけれども、それぞれ住民が助け合っ
ていこうというサービスであります。やはりそれぞれが一定、負担にならない程度に、や
はりこれはしなければ、なかなか長続きをするということにもならないと思うんですけれど
も、今後、やはりこういった養成研修というのもまた募集されるのかどうか、その点の予定
はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ともに助け合うというようなあたりの重要なボランティアと
考えておりますので、また引き続き実施のほうを考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、3点目に、町営住宅について町長にお伺いしたいと思
います。

一つには、町営住宅の入居状況と空き家住宅の件数、そしてどのぐらい空き家として年数
を追っているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町全体の町営住宅の入居状況につきましては、公営住宅が、96戸の
うち、入居戸数は79戸で、通常空き家数は7戸、特定公共賃貸住宅が、55戸のうち、入
居戸数は36戸で、通常空き家数は15戸、特別賃貸住宅が、14戸のうち、入居戸数は8
戸で、通常空き家はありません。合計いたしますと、管理戸数165戸のうち、入居戸数1
23戸、政策空き家15戸、震災支援住宅5戸、募集可能な通常空き家が22戸となってお
ります。

また、空き家となってからの年数につきましては、最短1カ月から最長4年1カ月となっ
ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 昨年の3月議会にもお伺いいたしまして、その件数等ちょっと見せ
ていただいておりますが、やはり政策空き家が、平成28年度は13戸でしたのが今回は

15戸と2戸増えている。そして、通常空き家が、18戸であったものが22戸と、これも4戸増えているということでもあります。前回お伺いしたときのこの政策空き家というのは、一定の耐用年数が過ぎておれば、やはり貸すことができないということで、募集を停止しているということなんで、またこれ、耐用年数が増えた戸数が増えたかなということは感じますが、この通常空き家というのがやはり22戸もあるということは、大変、町にとっては、自主財源の一つでももちろんありますので、この政策というか、見直しが大事なことだということは昨年の3月議会にも言わせていただきました。そのときに、長期で空き家というのが、質美団地では、8戸のうち4戸あったわけではありますが、今回、質美団地ではどのぐらい、特公賃で、質美だけじゃなくして、これは丹波もあります。どのぐらいの、特公賃でしたらそれぞれあいているのかどうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 特公賃につきましては、丹波で、管理戸数が24戸、入居者が12戸で、震災支援住宅が3戸ありますので、丹波地域では通常空き家が9戸、瑞穂地区につきましては、管理戸数が8戸で、入居者数が6戸で、震災支援住宅が1戸で、通常空き家が1戸となっております。和知につきましては、特公賃につきましては4団地あるわけですけれども、全体で管理戸数が23戸、入居戸数が18戸で、震災支援と政策空き家はございませんので、通常空き家が5戸となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それぞれ空き家を言うていただいたんですけれども、長期の空き家といたしましては、質美団地が多分一番あいている年数が長いんじゃないかと思うんです。平成24年の2月からということを前年度お伺いしましたので、もう5年が経過するわけがあります。それぞれ経過する間、草等ももちろん生えていますし、そして、風等も、あけているような感じもしないんですけれども、やはりその間、家というのは住まなくて、だんだんと朽ち果てていくわけですから、やはりその対策というのが必要であるということでもあります。

3月議会のときには、こういった一つのネックとして、前、町長にも、「どうしてこないして空き家があくんでしょうね」と言うたときに、「やはり家賃でしょうね」というような答弁もいただきました。そのときに、この二つ目になるんでありますが、家賃の見直しについて、昨年の議会の中でもお話をいたしました。国交省でも、特公賃への空き家状況も問題視をされていることが平成15年から出されておりました。その中で見ましたら、やはり

こういった空き家を解消するために、契約、家賃等を見直した団地等がそれぞれあります。そのことによって、改善率が15.1%になったというふうなことも上がっておりますので、前回、土木課長からの答弁の中に、「今、京都府と検討している」というようなこともお伺いしましたが、その後、検討はどの程度まで進んだのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府にも確認いたしました家賃の見直しについては、特定公共賃貸住宅の家賃区分は、国の基準「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」で定められていますので、区分の変更は不可能で、見直しはできませんが、公営住宅として同様の管理は可能と聞いております。しかし、公営住宅として管理をしますと、用途廃止の扱いとなるため、再度、特定公共賃貸住宅に戻すことは困難となり、慎重な判断が必要と考えておりますので、今後、状況を見ながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長が法律等にも定められておるということで、なかなか見直すということができないということではありますが、質美、20年過ぎておるわけなんです。この間、ちょっとそういった相談も受けまして、もうそこで生まれた子どもがもう成人になっておりますので、それがまたちょっと、家はもう二十何年になるのに、家賃が上がったと。それは所得で、子どもさんも一緒に働いているから、その分はしょうがないという部分もあるんですけども、やはりその住民さんにとっては、だんだん古くなるのに家賃は上がると、納得ができないということももちろん、そういった声も聞いたんです。だから、言うたら、その辺の見直しというのは、もっともっと本当にできないものか、いろんな方法で考えて、いろんな方面から考えることが必要ではないかと思うわけなんです。

周りの民間の住宅等のアパート、またマンション等の家賃、それもどのぐらいするものか、私はもう一つわかりませんが、この特定公賃の場合は5万円、6万円、7万円です。大変、5万円、6万円、7万円いうたら、やはり一月それだけ払うのであれば、持ち家を買いたいなという、もちろんあると思うんです。持ち家を買うんでしたら、もっとよいところ、もっと便利なところに出ようかというふうになってしまつたら、せつかくここに、京丹波町に住んでいただいている以上、やっぱり住みやすい町営住宅なんですから、やはり心地よい、おりやすいというふうなこともやっぱり考えるべきではないかと思うんですけれど、再度、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申されましたように、子どもさんが大きくなって、世帯収入が増えたために家賃が上がるというのは、一般的にそういうことになっておりますので、民間ですと、収入に応じて家賃が変わっていくというようなことはないと思うんですが、一応、特公賃の場合は、公営でもですけど、収入に合わせまして一定の家賃をいただいているということでご理解をいただきたいと思ひますし、そのあたり、家賃の改定というか、区分の見直しとか、今後はほかの市町村の状況も見ながら考えていかなければいけないとは思ひておりますが、一般、同じ規模の民間との関係でいいますと、3LDKが特公賃は多いわけですけども、それと同じようなのが、京丹波町内では3DKとかはあるらしいんですけど、ないというようなことを聞いていますので、その辺で比較するものがないということで、ちょっとそれが高い、必ず高いというようなものはちょっと把握できないですが、その辺も含めまして、他市町村の状況を見ながら、今後、検討する時期が来ましたら検討していく必要があるかなと考へております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 検討する時期というのがいつになるのか、もう一つわからないんですけども、これ、もう二十一、二年も経つわけですから、それこそ、30年過ぎましたら、耐用年数が過ぎているということでやはり政策空き家になるのかなと、ふと感じたりもするんです。やはり住んでおられる方が安心して、所得が増えて当たり前というのはわかるんですけども、その分、反面、家はちょっと古くなってきているという部分があるんで、満足感が得られないんで、ぜひ早急にまた検討していただきたいと思ひます。

三つ目には、町営住宅の空き家対策について、募集は、今もケーブルテレビ等で募集はされておりますが、そのケーブルテレビ等だけの取り組みになって、広報等もあるんですけども、そのほかの取り組みというのはどのような取り組みをされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営住宅の空き家対策としましては、公営住宅につきましては、その都度、入居者の募集を実施しております。特定公共賃貸住宅につきましては、公営住宅の収入超過者に明け渡しの義務が生じた場合などに、引き続き町内の住宅に住んでいただけるよう入居を案内するなど、空き家の減少に努めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 町内の町営住宅なので、町内を中心にとということではあろうかと思うんですけど、やはり今の時代でありますので、情報発信として、一つは、この京丹波町の環境のよさとか、子育ての支援とか、そういったPRも含めた情報発信、ほかの市町村からでも来てもらえるような、そういった情報発信も必要ではないかと思いますが、そういったことの考えはないのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 公営住宅につきましては、今現在、7戸の募集をさせていただいているところですが、特定公共賃貸住宅につきましては、随時募集ということで常に募集をしているわけなんですけれど、期間を定めて募集しているというのではないんですが、今後につきましては、空き家情報とか、そういうなのも含めまして、定期的に募集というか、広報をした中で、入居の希望者が出るような格好で広報のほうもしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ぜひインターネット等にも載せて、情報発信をしていただきたいと思います。

次に、4点目に、開発団地の現況についてお伺いしたいと思います。

一つには、本町での開発団地の区画数と、そのうち、所有者がわからないといった件数はどのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 開発団地の区画数は把握できておりません。また、所有者は、登記簿によって確認できると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 開発団地の区画数は把握していないということでありまして、登記簿をもって所有者がいるかどうか分かる。それでしたら、登記簿を調べたら、区画数もわかるんじゃないかと思うんですけども、やはり、これまでもよく開発団地で雑草等が繁茂しているということもあり、そのたびに、所有者がわからないからなかなか手がつけられないということがずっと繰り返されております。一つには、なぜか言いましたら、そういった所有者がしっかりと把握できているかどうかによって、課税もやっぱりかけられるわけありますので、やはりそれぞれの団地をパトロールして、今まで区画1個ずつつぶしていきなが

ら、ここに家が建っている、建っていない、どうなっているか、そのところ、そのところの状況をしっかりと把握した上で、建物が建って、これまでなかったところに建物が建ったら、もちろん課税の対象になるわけでありますから、そういった把握していないというのはちょっと怠慢ではないかと思うんですけれども、その点、もう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今おっしゃったように、所有者についてわかるんで、その所有者が一区画ずつ持ってはったら、それでお知らせしますけれど、何区画か持っとったらわからんという趣旨の答弁です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今6月ですので、税の確定もしていると思うんですけれども、やはりこうした、せっかくそれぞれ町に、こっちに来ていただいている方、ある方が、あそこにお家があるけれど税金を払ってないよというようなことも聞いたことがあるんです。「ええ、何で」って言うたら、「いや、税、何も来ませんよ」って言わはると、そういった不公平があるというのを耳にしたものですから、ちょっとしっかりと、やはり区画数とちゃんと家が建っているか、居住しているか、また、そこが畑になっているのか、雑草地になっているのか、その点をしっかりと把握して、できるだけ、もちろん税金をもらわなくてはいけませんので、もらうべきときにはしっかりともらうということをやはりしていただきたいという声もありますので、その辺をそれぞれ、やはり、ちょっと足を運んでいただいて、それぞれパトロールを兼ねて、それぞれ支所になるかと思うんですけれども、あることによって、状況もわかってきます。道路の状況もわかる、草の生え方もわかりますので、ぜひ、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土地、家屋にかかわる固定資産税の課税につきましては、毎年1月1日現在に登記簿に所有者として登記されている方に対して課税を行っているところであります。なお、新築等家屋につきましては、登記情報及び建築関係書類や税務協力委員様からの報告、さらには現地調査等により把握に努め、課税を行っているということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今の時代ですので、あっという間に隣に家が建ったりとか、いろいろあります。昔みたいに、1年かけて家を建てることもありませんので、やはり常に目を光らせていただいて、少しでも課税を、税金を取っていただきたいと。

最後であります。三つに、団地での太陽光発電設置が多く見受けられますが、設置にかか

わる安全等の指導と課税状況をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業に係る太陽光発電設備に対する安全等の対策といたしましては、現在、ガイドラインの作成に向け、内容等について検討しているところでございます。

償却資産に係る固定資産税の課税につきましては、事業を行っている方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況により、町に償却資産の申告が必要となり、その申告に基づき課税を行っております。

また、太陽光発電施設等の把握につきましては、土地の異動情報や現地確認等、調査を行っており、調査結果に基づき、所有者等に対し、申告勧奨を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 団地等では、周りに何もフェンスなしで太陽光を設置したりしているところも見受けられます。また、その所有者をちゃんとつかんでおられるのかどうか、所有者不明のところを立てていることもあるかもわかりません。そういった所有者はちゃんとつかんでおられるのかということと、先ほど、ガイドライン。

以上です。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、申告勧奨を行った上での申告に基づいて課税を行っておりますので、所有者の把握も当然できております。

以上です。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、平成29年第2回定例会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、関西電力原発問題についてお伺いいたします。

関西電力は、5月17日、高浜原発4号機を再稼働させました。昨年3月の大津地裁による運転差し止めの仮処分決定を今年3月に大阪高裁が取り消したのを受けて、約1年3カ月ぶりの稼働となりました。続いて、3号機も昨日再稼働いたしました。大阪高裁決定は、原子力規制委員会の新規制基準を正当化し、これに適合していれば安全という新たな安全神話を追認したものであります。

大地震が原発周辺で起こる危険性や新規規制基準の問題点、この新規規制基準は緩く、そして免震重要棟の建設を5年間猶予したり、安全な避難経路が確保できていないといった原子力防災の根本的な欠陥がありますが、そういう問題点、避難計画の問題です。それから、使用済み核燃料の処理は未解決など、問題は積み残されたままであります。1月には、工事用の大型クレーンが倒れ、核燃料保管の建屋を壊す事故が起きたように、関西電力の安全軽視の姿勢など、国民不安の問題は解決しておりません。

3月の世論調査でも、再稼働反対が55%と、賛成26%を大きく上回っております。府民、町民の生活を危機にさらす再稼働は、中止すべきと考えます。町長としての見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原発再稼働につきましては、かねてから申し上げておりますとおり、基本的に、できるだけ原子力に頼らない電力供給が望ましいと考えており、この問題を単体で判断するのではなく、エネルギー政策全般の問題であり、国政の場において、安全保障、環境、経済などを複合的に議論し、解決することが不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 原発問題につきましては、先ほども篠塚議員からの質問もありまして、再稼働反対というのは、私だけが当初反対をしていたということでありました。基本的には、再稼働を許していないということで、生命を守るための立場でいろいろと物を申しているということでありました。基本的には、原発再稼働を認めないという、そういうことで、先ほどの篠塚議員の答弁からも伺えますが、それでよろしいですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よろしいですかって、そう言うてるということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、もう基本的には原発反対であるということで確認をさせていただきます。

次に、避難計画の策定が義務づけられている30キロ圏内には、福井県を上回る12万5,000人も京都府民、また京都新聞によりますと、3,334人の本町和知地区の皆さんが生活をしておられます。万が一事故が起これば、甚大な被害が出る恐れがあります。福井県と高浜町だけという地元合意での再稼働を可能にするこういう手段というのは、極めて問題であると思っておりますけれども、町長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状は、高浜発電所に係る地域協議会において、安全対策等について本町の意見をしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 見解をお聞きしたわけで、そういう取り組みをしていただくということは大事なことでありますので、していただかなくてはいけないと思いますけれども、命や暮らしを預かる本町の町長として、やっぱり、きっちりそういう、こういう問題についての判断というのは大事なことであるので、見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 協議会では、立地自治体とか、立地府県だけではなくに、関係するUPZ内、合意を求めてくださいという要望を出しています。そのとおりだと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 高浜原発1・2号、それから美浜原発3号の再稼働を認めず、廃炉にすべきと考えておりますが、震災後の12年に改正された原子炉等規制法は、原子力発電所の運転期間を原則として40年間としておりますけれども、運転期間の延長許可制度によって、これを最長60年間運転が可能というふうにいたしました。原則40年のそういう原発自身を60年も延長させるということは、本当に危険であると思っております。この件についての町長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高浜発電所に係る地域協議会の場におきまして、慎重に対応するように指摘したところです。引き続き、しっかりと説明を求めるとともに、安全性をどのように確保されるのかなど、住民の不安に答えるべく、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 先ほど、町長は、篠塚議員の質問に、原発そのものは安全だというふうにおっしゃっておられましたけれども、基本的には40年を想定したそういうものでありますので、それを20年間も延長するということについては極めて危険であると思っておりますが、そのことについての認識というのをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 幾分誤解がありますけれども、私言うとしたんは、原子炉はかなりしっ

かりしているようです。そやけど、いっぱい付随施設がありますやん、この原子炉を稼働するために。水とか、空気を送っているかどうかは知らん。その辺が非常に軟弱だと言うとんです。それで、同じ地上から侵入する、賊が、悪いやつが、何か潰そうとかと。それは完璧ですという説明を受けてます。多分そうなんだと。空からはどうですかという質問に対して、大丈夫ですという説明なんですけれど、私は、そのことについて疑問に思っていると言うたわけです。原子炉はかなりしっかりしたもののようです。その原子炉を稼働するための附帯施設、それが仮に地上はしっかりしていると言わはるんで、信じんと仕方ないんですけど、ほなら、上空からも大丈夫ですと言わはるんやけれど、原子炉は確かにそう、具体的に言うとはんです。ミサイルが飛んできて大丈夫のようなんです。それ以外の、要は水漏れとかいうのは、原子炉の中じゃなく、外の話やさかい。津波とか、この辺についても、京都府は物すごい技術的に質問して、怒ってはるんです。ここのデータを出せちゅうて、このつないでいるところでは、原子炉と外の施設を。そういう議論を専門家が入って質問してくれてはるんです。私もそうだなと思っとなんですが、私、先ほど、篠塚議員さんのいろんな質疑の中で答えたのは、原子炉は大丈夫だと思う。そやけど、それ以外の全体のプラントとしては非常に不安に思っているちゅうこと、はっきり言わせてもらいました。

40年から60年の問題も、政府は、政府か、誰か専門家会議か知りませんが、規制委員会、この委員長変わられたようなんですけれど、はっきり言うてはりますやん。別に、安全ですとか言うとは違いますが、規制に合致していると言うてるんではあります。それに対して、それじゃあ事故が起きたとき補償するんやなとかいうて、具体的に知事は言わはるわけです。そやけど、それも明確な話がありませんよとお知らせしたんです。そもそも許認可権を持つところか、補償という言葉もないとか、政府の一員で来ているわけで、そういうところが補償という言葉がないとか、そういうことを言うて平気でまかり通つとる。それは、私が思うのには、関西電力というのは事業会社なんで、株式会社なんで、株主総会で決めていることを、代表取締役と言えども、実行しなかったら、多分この人は株主代表訴訟されたら負けます。そやから、一生懸命、社長としては執行しようとする。それを規制するほうがオーケーや言うてはるんやで、何か、我々の意見を言うところが実際ないような感じちゅうか、そういうことをちょっと皆さんの前で正直に言わせてもらたいうか。

40年から60年についても、私に感想を求められても、一層危ないなという思いを抱くということ以外答えようがありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、放射能汚染の危険性ですが、30キロ圏内にとどまらないという事は、福島原発事故の飯館村、あそこは50キロ圏内ぐらいになっていると思うんですが、そこでも大変な被害に遭ったわけでありますので、半径30キロで線引きをする原子力災害対策には実効性がないと考えますが、町長はどのように考えておられるか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 東京電力福島第一発電所事故の際に、国際原子力機関がUPZ内で求めている防護措置の基準とした地点がおおむね30キロ以内であったことが、現在のUPZの根拠の一つとなっていますので、一定の根拠はあろうかと思えます。

当然、災害時には、状況がどのようになるかわかりませんので、緊急時モニタリングの結果から現状を把握し、場合によってはUPZ外であっても必要な防護措置をとることは言うまでもないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そういう緊急モニタリング調査の結果、最悪の事態になったときに、とっさに避難ができるようなそういう計画をつくっておくべきではないかというふうに思っておりますが、その点についてはどうかということであります。

それから、5月18日の京都新聞に、町長の何というか、意見が書いてあったわけでありましたが、町長も実効性ある避難計画づくりに取り組みたいというふうにコメントされておりますが、そのことについて、具体的なことについて、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） UPZというのは、丸い線引きますので、和知の場合やったら全部入っているわけではないんです。そやけど、そんな、何か、三角定規どおりはいきませんので、地勢からいうて。そやから、和知地域は全部避難訓練の対象にしているんです、守るべき対象として。それと同じように、それじゃあ、由良川の支流になります。余り言いにくいけれど、川があります。そういうところへ流れてくるとしたら、そのときにも、同じようにUPZ外ですから避難誘導しませんとかいうような、そんなことはしないというのが、京丹波町における原発災害避難の考え方というか、いうことです。そういうことは、もうずっと言うてきて、役場の中では一応そういう理解をしてくれている。例えば、和知だけでも、由良川

が流れとって、向かい、地名、一々挙げません、挙げんようにしますけれど、もう同じように避難、バス乗って、午前中の質疑だったら、その人たちもバスで避難してもらおうという意味合いですので、そのように理解してもらったらいいですけれど、UPZ、風向きとかいうことで、当然そんなことは起こるちゅうことはわかりますので、そういう意味での緊急避難時のモニタリングというもの、自動車でも走ってモニタリングできますので、そういうことになると思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ですから、30キロ圏外でもちゃんと計画をつくっておかなくてはいけないということであります。町内の避難所へ避難されるわけでありますので、モニタリングの結果、そこが汚染されているかもわかりませんので、そういう50キロ圏内の避難計画をつくっておくということが、福島原発事故からの教訓からしても大切ではないかと言っているわけでありますので、町長が言うてはることと矛盾はしないと思います。実際、そういう計画をつくっておくべきではないかと思いますが、再度お聞きしておきたいと思います。

それと、避難計画の中の貯水槽とか、井戸とか、仮設トイレとか、いろいろ整備をするということでありましたけれど、この井戸というのは、どうですかね、いろいろ飲料水として適当かどうかということになりますが、そういう調査、飲料水の適否の調査というか、そういうものをするということがその整備ということになるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど、町長が答弁をされましたように、より実効性のある計画をつくる必要があるということでございます。まず基本となりますのは、当然、UPZ圏内の避難計画というものが基本となりますので、そこから広域的な避難計画となりますと、現在も国のほうで一定の策定をされておりますけれども、広域避難の部分でありますとか、そういったものも踏まえての計画となろうかと思っておりますので、その点につきましては、今後、十分必要性等を検討し、それが、すなわち実効性のあるものになるように考えていきたいというふうに思っております。

それから、避難所における施設とか、設備の状況でございますけれども、一つには、避難所での飲み水の問題であろうかと思っておりますし、井戸と言われますのは、従来からある飲み水に適するもの、また適さないもの等もあると思っておりますけれども、そういった水を使う場合も当然想定されますので、そういった意味での整備の必要性があるというふうに計画では記しているものだというふうに思っております。今後、そういった避難所におきます飲料水の貯

留の施設でありますとか、その他備品関係でありますとか、そういったものにつきましても、現状の備蓄物資の計画とあわせて、順次整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 井戸のそういう飲料水としての適否ですけれども、各家庭で井戸があるところにおいて、飲み水として適当であるかどうかというふうな調査をする場合に、検査費のそういう助成というのは考えておられるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 各ご家庭での飲料水の適否等の調査につきましては、町としての支援というものは現在考えていません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） こういうふうに計画に上げておられるのであれば、やっぱり助成制度というのも検討すべきではないかと思いますが、どうか、お聞きしておきます。

それと、原発ですが、原発を重要なベースロード電源と位置づけておりますが、原発を再稼働させなくても電気は足りております。経済産業省は、この4月に、この夏も、昨年夏と同様、関西エリアも含め、全国で節電要請を見送ることを発表いたしました。再稼働する道理はありません。国民を危機にさらす再稼働はやめるべきであります。この答弁については、もう町長、先ほどからおっしゃっているように、基本的には反対だということでもありますので、そのように受けとめさせていただき、井戸水の検査の助成について検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 井戸水、井戸は、本来、個人の所有物ということで、私が答弁のしようがないんですけれど、そういう事故が起きたときは、もう危ないさかい原則飲まないということになると思うんです。その後、町がやっぱり主導して、業者を入れて、全体の調査をしていくというようなことになると思います。個人で言わはったって、そんなに個人とこから来ていうたら、物すごい高つくさかい、そやから、これから協議するんですけれど、実態としては、町が主導してそういう調査をするということが一番よいんやないかなというふうに思いますけれど。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、国民健康保険税についてお伺いをいたします。

国民健康保険は、平成30年4月から、財政運営の責任を負う主体が都道府県になり、運営に関する業務は都道府県と市町村が適切に役割分担を行うということで、都道府県単位化に移行いたします。国民健康保険は、社会保障制度として、国民皆保険制度の根幹をなす制度であり、新たな制度のもとでの保険税や国保運営等について、被保険者は大きな関心を寄せております。

現在、府と協議が進んでいると思いますけれども、現時点での検討状況について伺います。

一つ目に、納付金・標準保険料の試算内容をお伺いいたします。あわせて、自治体独自で行っている国保会計への法定外繰入について、今までどおり自治体の裁量とすることについて見解を伺います。また、子どもにかかる保険税均等割額の軽減など、子育て世帯の負担を軽減するための措置を講ずること、また払える保険税にするために、国庫負担の増額を国に求めるべきだと思いますけれども、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、納付金及び標準保険料率の試算につきましては、仮試算として、昨年度に2回実施されております。しかし、平成30年度からは、新たに投入される国費が含まれていないこと、また算定基礎データについても、仮の数値を用いており、精度が低いことから、京都府全体として、この仮試算数値は公表しないこととなっております。今後、夏頃をめどに、国費拡充分の配分方法が決定される予定であり、本格的な試算はそれ以降となる見込みであります。

法定外繰入につきましては、平成30年度以降、追加国費の導入などにより、国保財政の赤字を解消しやすい仕組みとなることから、法定外繰入を計画的に解消、削減していく方向になっていくと考えております。しかし、計画的に解消、削減すべき繰入金は、決算補填等を目的とする繰入金を対象でありまして、地方独自事業の福祉医療波及分等繰入金や保健事業への繰入金などは含まれないこととされる予定であることから、本町における影響は少ないものと考えております。

また、国庫負担金の引き上げなど、国保財政基盤強化につきましては、毎年、町村会を通じて要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 本町が今年も実施しております子どもの医療費の無料化に対するペナルティー分のそういう繰り入れは認めるけれども、保険税が高いために独自に引き下げをするために繰り入れている分は認めないということだと受けとめました、そういうことにな

りますと、今でも高い保険税が、京都府下、大方繰り入れしております。本町のように、ペナルティー分を繰り入れしているところもありますけれども、保険料を下げるためにしているところもありますので、これが通らないということになりますと、保険税全体が上がってくると思います。こういう理解でよいのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども町長の答弁にもありましたように、この法定外繰入につきましては、基本的には決算補填等を目的とするものが対象であるということでございまして、本来、本町が行っている、先ほども申されたような福祉医療波及分でありますとか、保険事業への繰入金などは含まれないということでございます。他市町村につきましては、決算補填等を目的とする繰り入れも行っていらっしゃるところもあろうかと思いますが、そのあたりも含めまして、今後、調整され、見解が出てくると思いますので、現時点では、そのあたりの取り扱いについてはまだはっきりしたところは言えない状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 現在は、自治体ごとに医療費を見込んで、それに必要な額を保険税、そして公費として集めておりますけれども、制度を実施しておりますけれども、制度が改正された後は、その医療費というのを府全体で見込んで、それを市町村ごとに医療費水準に合わせて分配することになるのか、医療費の分配の仕方について伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） その基準的な係数というのもございまして、そのあたりで、この後の質問にも関連するかもしれませんが、今後、夏以降に、そういったところの係数でありますとか、もろもろの数値が京都府を通じて示される予定となっております。そのあたりから全て計算されて、各市町村の標準納付金といいますか、が算定され、標準の保険料率もあわせまして、試算されて、示されてくるということでございまして、現時点におきましては未確定な部分が多ございまして、判断材料が少のうございますので、そういったところにつきましても、今後の動向を見ながら、本町につきましても検討していかなければならないと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） （音声なし） そういう保険税の額とか、そういうものを議会に示していただけるということになるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほどありましたように、本格的な試算が夏以降ということにな

ります。それから考えますと、本町への提示、国から府、府から本町と、市町村ということになりますので、9月議会には間に合わない状況になると思います。計画的、今後のスケジュールといたしましては、10月半ばから11月にかけて、そういったデータのお示しがあって、それから12月のあたりで、また本格的な試算がされるということでございます。基本的には、来年度の3月議会で、本格的なそういう条例改正でありますとかが決定してきますので、3月議会になろうかと思えます。その都度、国保運営協議会のほうにはそういった情報等、また協議していただかなければならない部分も出てきますので、随時開催して、調整を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 最終的に3月議会ということ、条例はそうなるかもわかりませんが、保険税の額ぐらいは12月に示せるということになるのか、そうでなければ、議会の関与いうか、そんなもん何もなしに、もう京都府の今の協議会で全て決まってしまうと、あと、条例を認めるだけというふうになってくるわけでありまして、12月議会でもぎりぎりだと思えますけれども、そういう確定する、我々の議会に示していただける時期はいつになるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 3月議会に条例等と言いましたが、当初予算もちろん関係してきますので、当初予算になりますと3月議会ということになります。それまでに、当初予算のほうでもその試算した数値を基本的な部分も考えまして計上していかんなんということになりますので、その時点で報告をしなければならぬということ、部分が出てきましたら、また報告をさせてもらうということを考えておりますし、ちょっと現時点ではどういった動きになるかわかりませんが、極めてタイトなスケジュールになっておりますので、その辺も見ながら、議会のほうとも調整をさせてもらって、報告なりしていかなければならない部分につきましてはもちろん報告させていただくというふうになろうかと思えます。現時点ではちょっとどういう動きになるかわかりませんので、お許しいただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 最終的には、もう12月議会には保険税がこうなるというふうなことを示していただくような、そういうスケジュールにするべきであるというふうに言っておきます。

次に、府国民健康保険運営方針について、内容、それから内容の進行状況について伺います。

都道府県国民健康保険運営方針、いわゆるガイドラインは、技術的助言でありまして、法的拘束力は持っていないということでもあります。市町村の自立性が優先されることを明記し、自治体や住民の意見を十分に反映させる内容にすべきであると思います。そのために、素案の段階でも説明会などを実施することについて、見解をお伺いするものであります。

さらに、単位化が行われた後の府からの保険給付費の交付金についてでありますけれども、これについて、医療費適正化に努力したかどうかで交付の金額が削減されたりすることのないようにすべきと考えますが、現時点ではどういうふうになっているのか、お伺いいたします。進行状況について聞きます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険運営方針の内容につきましては、現在、京都府と各市町村との間で鋭意協議を進めているところであり、納付金及び標準保険料率、医療費の適正化など、多岐にわたり検討をしております。今後、京都府では、国民健康保険運営協議会におきまして議論される予定になっており、本町におきましても、国民健康保険運営協議会の中で適宜説明させていただく予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 医療費適正化に努力したかどうかで交付金が左右されるということがあるのかどうか、お聞きしたいのと、それから、本町の国保運協は開かれるのは次は、8月ありますけれども、2月ですか、あるのが。そういう状況では、決まったことを承認するみたいなことになってしまうのではないかと思いますけれども、そういうことになるのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保険給付費等交付金につきましては、普通給付分と特別給付分とに分類されます。医療費適正化に努力したかどうかにつきましては、特別給付分に分類され、医療費適正化には、特定健診受診率などの項目も含まれていることから、本町においてはプラスに働く要素もあると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） やはり、説明会なども開いていただいて、もっと住民に納得してもらえるそういう制度にしていくべきだと思いますので、説明会というのはどう考えているのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 現時点で、住民への説明会というのは開催しない予定としております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） きっちり説明をして、新しい制度に移行すべきだということを言っておきます。

次に、水道事業について伺います。

水道事業は、本年4月から公営企業会計へと移行しました。そして、平成29年度から38年度までの今後10年間の水道事業の経営の基本計画、いわゆる経営戦略が策定されました。その中の本町の水道料金についてでありますけれども、京都府内で最も高い料金水準であるとしておりますけれども、府下でどういう状況にあるのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府下における法適用水道の1カ月20立方メートル当たり家庭料金の平均は2,933円、法非適用水道においては3,179円であり、本町は4,370円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） これは、府下でいえばどういう状況になるのか、順位でいえばどういうふうになっているのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 平成27年度の京都府の決算統計になるんですが、本町は、府下で高いほうから、簡水に当てはめると2番目、上水も含めると3番目という結果でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 外部委託により費用削減を図るということも書いてありますが、現在業務委託されておりますが、どういう部分を委託されているのか、お聞きをしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 施設の管理なり、水質検査等につきまして、業務委託のほうを実施しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 本町の職員さんも示してありましたけれども、やはり、こういう業務委託、外部委託に頼り切ってしまうと、そういう知識とか、いろんな技術とか、そういうものが失われかねないと思いますけれども、そういう部分についてはどのように認識されているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 役場の組織内の限られた人数で事業のほうは行っております。会議とか行きますと、そういった水道事業を始めたときの技術者の方が退職されて、随時、そういうった施設管理なり、そういうったノウハウを持った職員さんが少ないという意見も多々ございます。そういった部分を業務委託によってカバーするとともに、できるだけ知識は身につけるといことで、今、在職している職員で研修等にも行かせていただいて、資格やらは取得して、安心・安全な水を供給できるようにいことで事業のほうは行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、一般会計からの繰り入れでありますけれども、平成28年度決算見込み及び本年度当初予算では、基準内繰入金の内訳はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年度決算見込みは、基準内繰入金5億2,965万4,000円です。そして、本年度当初予算は、基準内繰入金5億3,065万7,000円ということですが。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） これまで、基準内繰入です、繰出基準というのがありまして、これまででしたら、建設改良に要する経費とか、高料金に対する経費、企業職員に対する経費とか、いろいろありましたけれども、繰出基準、基準内繰入というのは、どういう部分が基準内の繰り入れとして入っているか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 建設改良に要する経費3億6,210万5,000円、高料金に要する経費1億6,798万7,000円、公営企業法適用に要する経費が1万2,000円、

職員の児童手当に要する経費が55万3,000円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） このいただいた資料を見ますと、基準内と基準外と見ますと、圧倒的にこの基準外の繰入金というのが多いんですが、基準外繰入金というのは、財源というのはどういうふうに措置されているものなのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 基準外の繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れでございまして、基準内といたしますのは、総務省の通知によりまして、高料金に対する経費なり、統合前の建設改良費に要した経費、また児童手当等につきましては、基準内の算定式がございまして、その部分について一般会計のほうへ要望をしているところでございまして、基準外につきましては、そういった対象外といたしますか、予算を組んで、資金が足りない部分が基準外の繰り入れということで、一般会計からお世話になっているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） （音声なし）けれども、簡易水道の統合にかかわり、高料金対策、建設改良に係る交付税措置が5年維持されるが、10年までに解消されるというふうなことが総務省の示す資料にあったわけでありまして、これは本町にも該当しているのか、該当しているのであれば、影響額はどういうふうになっているか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町においては、平成28年度普通交付税の算定において、高料金対策として約8,900万円、建設改良に係る措置として、給水人口に基づき約5,600万円の地方交付税が算入されてございまして、これらに対しまして、簡易水道事業の統合に伴う激変緩和措置が講じられることとなっております。

激変緩和措置につきましては、統合後の翌年度から5年間は、統合前の簡易水道事業が存続したとして算定した額が交付されますが、6年目以後、段階的に縮減されまして、10年間で終了することとなっております。

影響額につきましては、高料金対策については、統合後の上水道事業の高料金対策との差額を算定することが現時点では困難であることからお示しできませんが、建設改良に係る措置については、現在の約5,600万円の交付税措置が10年後にはなくなることになるた

め、財政的には大きな影響があるものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 収支見込みでは黒字になっておりますので、このまま料金を上げなくてもいけるということになると思いますが、5年ごとに見直しも掲げておられますので、そういうことで計画になっているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、老朽のものについて、これから更新をされていく建設費でありますけれども、これは一般会計から2分の1は出るのではないかというふうに思いますが、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今でも、府内で3番目に高いという水道料金なんで、5年でさらに改定して上げるというようなことは考えられません。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 老朽管の更新につきましては、本年度、計画をしております。今まで簡易水道事業の繰出基準を採用といたしますか、それによって算出しておりました。本年から、上水道事業になりましたので、上水道事業の繰出基準に基づいて算出していくということになりますので、今、繰出額につきましては、今までの簡易水道と上水道事業とそんな変わりはないんですが、そのうち、交付税で算入される部分につきまして変わっていくものというふうに思っております。

経営戦略につきましては、水道事業を運営していくためのものでございまして、交付税云々は、交付税で措置される部分につきましてはカウントしておりません。総務省の通知に基づいて算出した額を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 京都府下で3番目に高い水道料金ということでありまして。また、基本料金も水量も10トンということで、大変重い負担になる部分がありますので、この経営戦略を見る限りにおいては、補填財源もありますし、黒字になっておりますので、そういう弱者に対する料金の軽減なども検討できる、そういう計画になっているのではないかと思います。いかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 料金のことについては私が答弁せんといかんで、もう一度申し上げます。

いずれにしても、人口密度、本当に府内で多分一番低いんだと思います。そうしたことで、こういう管事業については、どうしても高くつくんですが、府内で一番高くなかったよかつたなという、まず思いです。そのことをしっかりと、5年間ぐらいは守っていく。また、5年経ったら、仮に町民の皆さん、水道利用者の皆さんに説明すべきことがあったら、しっかり相談して、そして結論を得るということが大事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 引き続き、質問をしていきます。

次に、平成19年に策定されました京丹波町総合計画の期間が終了いたしまして、新たなまちづくりの指針として、平成29年3月に第2次の京丹波町総合計画が策定されました。

その中で、基本方針4の中の便利で快適なまちづくりとして、公共交通の充実があります。町営バスを運行し、高齢者等、住民生活に係る移動支援対策の維持確保に向け、車両の更新など、利便性の向上に努め、バス運行の充実を図るとしております。目標として、循環バスの運行が上げられておりますけれども、どのように進めようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスにつきましては、もともと小学生、中学生のスクールバス機能を基本として、町内で運行しております。

これまで、新規バス路線の開設、あるいは遠方の利用者の負担軽減を目的とした乗り継ぎ料金の導入、また必要に応じてダイヤの見直しを行うなど、利便性の向上を図ってまいりました。

アンケートなども実施し、利用者の声をお聞かせいただいております。新たに検討委員会を設置する必要はまずないと考えておりますが、なお、循環バスの運行については、地域の拠点を結び、乗り継ぎも含め、形態として循環するようなバスの運行を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろとやっていただきましたが、やはり町民が何を望んでいるかということを知ることが一番大切なことだと思います。アンケートもとったりしてきた

ということでありますけれども、もっと乗客調査でありますとか、そういうきめ細かな調査をして、循環バスだけではなく、もっとほかの方法も考えていくべきではないかと思いません。

循環バスを走らせるとしたら、どういうところが、何というか、可能と考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 循環バスにつきましては、先ほど町長からも答弁がございましたけれども、できるだけ現在の路線を中心としまして、地域の、いわゆる学校とか、そういった学校が存在するような、そういう拠点を結ぶという意味合いで、できるだけ実現可能で、利便性の高いものに考えていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） もう、そうすれば、町民には意見は聞かないということでありませうか、この、何か協議会みたいなものがあるわけですか、その検討をする。

○議長（野口久之君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） アンケートもこれまで何回かしているところでございますが、昨年も利用者調査ということで、バスに調査員が乗り込みまして、バス利用者に直接ヒアリング調査をさせていただいたということもございます。そういったあたりを反映できるように考えていきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） （音声なし） いただきたいと思えます。

それから、2点目、総合計画の基本方針5であります。住民主体の魅力あるまちづくりとして、行政運営にかかわって、公の施設の維持管理について、指定管理者制度の活用を検討しますとありますけれども、具体的にはどういう施設が該当するのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後、各施設の維持管理費を算定した上で、該当施設を見きわめてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） その中の主な取り組みとして、第三セクターの運営形態の見直しというものもありますけれども、これはどういうことに上げておられるのか、お聞きをしておきま

す。

○議長（野口久之君） ただいまの質問、通告の範囲をちょっと超えとるらしいんですけど、東君。

○2番（東まさ子君） この行政運営の中に、機能の強化ということでありまして、その中の主な取り組みとして、第三セクターの形態の見直しがありますので、これはどういうことなのかというふうに聞いているわけでありまして。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、三セクの見直しということになったら、一方的に行政が見直すちゅうわけにもいきませんので、よく協議して見直すということを答弁とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この総合計画というのは、いろいろと皆さんが検討されて、主な取り組みとしてこういう取り組みができるんじゃないかというふうなことで記してあるのではないかと思います、もっと具体的な、こういうことから第三セクターの形態、運営形態を見直すという、そういうことになっているんでは、上がっているのではないかと思いますけれども、ただ、こういうふうに書いてあるだけですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっているとおり、そういうことを検討していこうということを書いているんです。せやけど、一方的に、こっちが三セク関与しているからいうて、一方的に決められないということだけ今答弁させてもらいました。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） どういうふうに形態を、どういう立場でこの見直しをするというふうに上げているのかというふうに、そりゃ、相手があることでありまして、わからないですけど、町としては、計画としてはどういう方向でこういうことを示しているのかということを知っているわけでありまして。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ、個別相談受けるんです、三セクとか、財団とか、そういう町が関与している、指定管理しているところから。それを、全体に、総合計画では、もう一度検討する必要があるなということを総合計画に文書化しているというふうに理解していただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、議会に報告していただいている、9月に報告していただいているそういう外部のそういう経営体のものを全て見直すということですか、検討するということですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今の言葉でいうて、全てという言葉以外はおっしゃっているとおりです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） せやけど、第三セクターいうたら限られてきます、あるのが。詳しいことをまた教えてください。

最後に、須知高校の、府立高校の再編、統廃合ということが言われておりまして、3月に府の教育委員会が、2回目の須知高校のあり方を考える検討会議を開きました。府が示した検討内容、今後の日程などを伺います。

鈴木議員の質問もありまして、いろいろとお伺いしている部分もありますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 府の教育委員会が主催をしまして、府立須知高等学校の在り方検討会議は、昨年12月に設置され、今ございましたように、3月に第2回の検討会議が行われました。

この会議では、府のほうから、学区の見直し、本校・分校・学舎、他校との統合などの視点が、丹後のことを例に出しながら、一例として説明された経過がございました。その会議においては、府から説明された事項にとどまらず、先駆的な役割を担った歴史と伝統のあります須知高校、あるいは地域とともに歩む須知高校、地域連携、地域創生の視点を大事にした須知高校のあり方など、須知高校のこれからのあり方や果たすべき役割について、各委員から、それぞれ熱い思いを持って意見を述べていただきました。

なお、今後の予定であります、次回は、7月の開催に向けて日程調整がされているというふう聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） （音声なし）生の声をお聞かせいただいたところであります。本当に、楽しく一生懸命頑張れば、自分の目標も見つかるし、すばらしく成長するんだなということをお私達も教えてもらいました。また、私の孫も、今年、平成28年度の卒業生であります

けれども、須知高校で学んで、そして本当にたくさんのお友達を得て、また地域の吹奏楽とか、そういう人たちの輪の中にも入って、本当に楽しい高校生活を須知高校で過ごしたなどというふうに思っておりまして、須高が本当にそれぞれの自分の目指すそういう進路に向けて、自信を持って学んでいける、そういう高校であってほしいなというふうに改めて思ったところであります。

地元の中学校から須高へ入学するそういう生徒が半分を切るということもあったわけでありましてけれども、普通科60人、そして食品科学科40人という定員、これをやっぱり、何ぼ、今、ほんで30人学級になってます、須高は。やはり、そういう60人の定員というのは削らずに、60人のまま置いていただいて、新たなそういう、また学科を、普通科、食品科学科のほかに、新しい科を設けるのであればですけども、やはり今のそういう枠はきちんち守っていくことが大切なんではないかなというふうに思うんです。それをまた減らしていくと、さらに入学できない子も生まれたりするので、やはり今の体制はそのまま置いておくということで、ぜひとも頑張って進んでほしいなというふうに思っております。その点について、どうかということと、この間、3月に開かれた在り方検討会議では、地元の高校として、現体制で残していくということでみんな一致した意見であったということで、よろしいですか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 須知高校の定員についてです。

定員のほうについては、ちょうど、これからまた夏頃に府が発表することになります。地元としては、この京丹波町の地域の中学生の高校へ進学できる、そういう保障をしっかりとするという点からは、現在の定員を維持していただきたいと、そのように地元の教育委員会としても意見、要望を上げていきたいというふうに思います。

それから、1点、今後の須知高校のあり方として、現在の姿で、いわゆる本校でということだと思いますが、私ども地元の教育委員会もそう思っておりますし、昨年、町のほうで、町長の諮問機関として設置をいただきました京丹波町須知高校あり方懇話会においても、当然そうあるべきだと、ただ、人口、子どもの数が減っている状況のもとでは、府は1学年3クラス程度がやっぱり高校としては望ましいというふうに言っていますので、持続的、安定的な須知高校という意味では、新たな学科等の導入も必要だと、あり方懇話会の中では具体的にそういう提言もいただいておりますので、そういうふうなあり方懇話会の提言をもとに、この府がやります検討会議、あるいはまた府の教育委員会にも、直接そうした地元の要望としてしっかり上げていきたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そういう考えをお聞きさせていただきました。

それから、それに付随して、交通の不便さというのが言われております。中学校がアンケートをとられたというようなこともお聞きしておりますけれども、その中にも、そういうものがあつたのではないかなというふうに思ったりいたします。いろいろと、瑞穂の子どもたちがJRに時間的に乗れないということ、弊害があるということもお聞きしましたし、料金が高いということもお聞きしてきたところでありますので、スクールバスの運行とか含めて、競合する部分があるのかもわかりませんが、JRと。ぜひとも考えていただいて、本当に子どもたちが学んでいける、そういう高校が本当に存在して、希望のあるそういう高校となるように、ぜひとも要望したいと思います。

京都府へのそういう交通問題についての強力な要望については、どのようにしていただいているのか、お聞きをしておきたいと思います。JRについても、その後どうなっているのか、もうだめなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 特に通学範囲が広く、しかもバス等で、どちらかと言えば、交通費が高くなる。こうした状況下にある地域は、この京丹波町も含めて、多くの地域から府の教育委員会に、全ての子どもがやっぱり等しく高等教育を受けられるという視点から、さまざまな補助制度もありますが、さらに拡充を要望しているところであります。引き続き要望していきたいと思います。

多分、もう一つはJRバスのことかというふうに思います。JRバスは、通学バスの定期の割引がありますが、それ以上についてはやっぱり難しいということでもありますので、その部分は府が一定額を超えた場合の補助をしていただけると、これを拡充していただくということかなと思いますし、町のほうは、ご承知のように町営バス、須知高校生に限っては割引制度をつくっていただいておりますので、園部からJRバスに来るという方法もありますが、少し足を伸ばして下山駅まで来て、そこで町営バスに乗って来るということで、特に京都方面、亀岡方面から来る生徒の通学費の負担軽減に大きな役目を果たしていますので、そういうことの利用もさらに広げてもらえるように、須知高校にお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩、3時10分まで。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいまから、平成29年第2回京丹波町定例会における、日本共産党、山田 均の一般質問を行います。

今、国会は、6月18日の会期末に向け、共謀罪法案を参議院でも強行採決への動きが強まっています。共謀罪は、取り締まる側の判断で行えること、一般市民がその対象になることも、国会質疑の中で明らかになっています。マスコミも危険な内容を詳しく報道しない中でも、反対の声は日増しに大きくなっています。国際ペンクラブも、表現の自由を脅かす、宗教の自由を奪うと、宗教者も反対の声を上げています。安倍首相が、共謀罪はテロ防止の国連条約に必要不可欠と言いますが、その国連の国連特別報告者から政府に対して、条約批准という理由は、プライバシーの権利に対する十分な保護もないこの法案を成立することを何ら正当化するものではないと、プライバシー権や表現の自由への過度の制限になると、厳しく批判をしております。監視社会に道を開く共謀罪は、きっぱり廃案にすべきです。

安倍首相の強権政治が、共謀罪の衆議院での強行採決を初め、森友学園や加計学園問題を引き起こしたことは明らかです。政治や行政を私物化し、これが発覚すると権力づくで隠蔽をすると、公平公正であるべき行政がゆがめられたという重大な証言もされるなど、新たな事実が明らかになっていますが、調査はしない、文書は存在しない、怪文書と、事実を解明しようとはしません。政治家としてのモラルの欠如は、国政でも地方でも当たり前になっている。有権者としての一票、一票の大切さ、大事さを改めて感じると、町民からの声も届いています。真実が明らかになれば、必ず厚い壁も打ち破られると確信するものです。

また、働き方改革では、正社員よりも非正規が当たり前になり、格差が拡大し、将来不安が一層拡大しています。こうしたときにこそ、町内零細業者の営業を支え、町民の暮らしの支援や激励をする役割が町政にはあると考えます。こうした立場から、次の4点について、町長にお尋ねをいたします。

第1点に、まちづくりについてお尋ねをいたします。

寺尾町政のもとで策定された第2次京丹波町総合計画では、京丹波町の目指すべき京丹波町の姿は自給自足的循環社会として、まちづくりの基本方針の移住・定住では、定住のために魅力ある情報発信に努めるとともに、Uターン、Iターン、Jターン者に必要な、居住・就労・教育・子育てといった一元的な相談の提供を図りますとしております。本町の具体的な取り組みについて伺います。

一つ目に、移住・定住希望者の相談や対応はどうしているのかということです。また、どこの部署で対応しているのか。近年の対応件数は、移住・定住など何件か、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 移住に関する相談内容は、移住者のニーズによって必要とする情報がさまざまありますが、対応部署としましては、農林振興課が窓口となっております。そして、子育てや就労など、相談内容に応じて関係課と連携しているところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 二つ目に、町のホームページを開きますと、最近ちょっと変わったようでございますけれど、「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」「おかえりなさい 森と共々生きる町 京丹波」とあります。そして、町の特徴、アクセス、人口構成、移住に関する支援、住宅情報、税情報、教育・子育て支援、町営のライフラインとあり、リンクとして、起業をお考えの方へ、農業を始めたい方へと画面はなっております。

この画面の移住に関する支援をあけてみますと、ただいま準備中だと、こうなっております。10カ月も準備中となっておりますが、その理由について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年度に町ホームページのリニューアルを行った際に、総合計画審議会等で意見のあった移住の総合サイトを開設しました。現在、基本的な町の支援制度や生活情報は、町ホームページと連携させておりますが、移住に関する支援のサイトは町の独自施策としての検討を進めておりまして、整い次第、随時掲載してまいります。

なお、移住に関しましては、地域とのつながりが重要であると認識しておりまして、移住者の要望に応じて、京都府や住民自治組織との連携を通じて、移住者と地域にとってよりよい支援を検討するべきであると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと、私があえてこの問題を取り上げたというのは、最近、京丹波町へ他市から移住をされてきたSさんでございますが、ホームページで情報を知ろうとしたけれども、今申し上げましたように、ただいま準備中ということで、移住を考えてる者にとって情報が何も出てこないと、わざわざそういう移住・定住という、いわゆる画面にあるのに、余りにも町の姿勢というのは、他の市町村と比べて非常に悪いと、自分は、幸いにも知り合いから情報を得たので、京丹波町に移住をしてきたが、京丹波町は移住者、移住を希望する人たちを受け入れる姿勢が本当にあるのかと、厳しく指摘を受けました。

例えば、移住し、町民になれば、子育て支援はこういうのがありますよとか、福祉医療はこうですよ、住宅情報はこうですよ。町が今実施している施策など、その情報をその中に入れて、相談窓口はここですよと、こういう案内でも、幾らでもこの情報というのは提供できるんじゃないかと思うんですけれども、今、移住に関するまとめ中だということなんですけれども、どういう移住情報が、いわゆる求められておるかということに立てば、そして、そのホームページの中にそういう、いわゆるクリックするところがあるわけなんで、そこをあげれば、ただいま準備中ちゅうことでは、余りにもお粗末やないかと思うんですが、なぜそういうことが、現在あるその情報を、町が実施しておるような情報をそこへ入れられないのかと、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 今、山田議員がおっしゃいました、おかえりなさい京丹波というページでございます。その中に、やはり今もお話にありましたように、医療費助成のことやとか、出産祝い金のこととか、やっぱり町がやっておりますものにつきましては、その同じページですけれども、教育・子育て支援とかのところをクリックしていただければ、そこへ飛ぶようになっておまして、全てリンクは張っております。

今ご指摘のありました移住に関する支援という部分ですけれども、これは移住をされた方に何か町独自で支援ができないかという部分を、今後整備するというふうな思いでございます。移住者を対象とした空き家の改修費やとか、京都府の事業もあるわけですが、それに加えて、町の施策、独自施策をそこに入れていきたいという思いを持っているところでございます。Sさんにはわかりにくかったということで、そこは反省するところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、私も、昨日、画面を、ホームページをあげてみました。一面の中

に、注目情報ということで子育て情報と、あわせて移住・定住ちゅうのがあるんです。そこをクリックしたら、今言いましたように、おかえりなさい京丹波に行きまして、そして、移住に関する支援のところを押したら、ただいま準備中と、こうなっておるんです。それやったら、そこに、例えば、今、住宅の問題やったら、ほな、ここをクリックしてくださいとか、例えば、問い合わせやったらここですよというぐらいのことは入れておかなければ、実際、京丹波町へ、ほな、一遍関心があるし、どうしようという人があけた場合に、ただいま準備中では、余りにもどないなっとなんと、それならば、詳しく、今言われたような、整備中やったら整備中と書いて、例えば、子育てやったらここをクリックしてくださいとか、それぐらいの親切したかて、その人が初めてそこをあけて見ようとした場合に、全く、ちょっとそこから進まないわけですので、これ、ただいま、こちらは準備中では。そこら辺は、やっぱり、もっとその移住を希望する人の立場に立って見なければ、しかも、これを見ますと、2016年の7月28日から動いてへんわけですから、余りにもちょっとお粗末だというのは、これは当たり前なことなんで、やっぱりそれは、本当に京丹波町が移住や定住を求めとんのかということSさんが言われるように、そのとおりで私は思ったんで、これは、今言われるような制度をつくるとすれば、それは一定の期間はかかりますので、そうじゃなしに、今できる情報をしっかりここへ入れていくとか、例えば、窓口はここですよとか、やっぱりそういうようにすべきやと思うんです。

例えば、南丹市を見ましたら、南丹市なんかはいろんな情報を、村おこしの取り組みやとか、来てもらったらこうですよとか、そういうようなことが載っとるわけです、そのホームページの中に。そして、その担当課というのは、やっぱり総務課とか、そういう。それから、移住に関するそういう担当の窓口をしっかりと総務課の中にあるとか、そういうこともやっとなるようですので、そうであれば、農林振興課ということではなしに、一番、総務課の中にあわせて、移住に関する窓口はここですよと、やっぱり総合的なことなんで、そういうようにやっぱり考えるべきやないかと思うんですけれども、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） ご指摘のところ、部分が善処できるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 時期を置かずに、やっぱり早く、そういうできることから始めるということを強く求めておきたいというように思います。

二つ目に、まちづくりの関係で、地域ブランドの確立等について伺っておきたいと思います。

まちづくりの基本方針の1では、地域資源が輝く産業づくりということで、農林水産業では、地域ブランドの確立等による農林水産業の育成。振興や都市との交流などを図ると、こういうようにしております。地域ブランドの確立等とは、確実に進みます農家の高齢化の中で、本町の将来作物の栽培面積、規模、出荷量、新たな品目、栽培方法を含めたものなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第2次総合計画の基本方針では、新規就農者の確保・育成を初め、本町の特産であります黒大豆、小豆、丹波クリ、京野菜や売れる米づくりの推進、また加工販売の拡充等を方向づけております。それぞれの品目、生産面積につきましては、地域農業再生協議会や農業技術者会議において検討し、目標を定めているところであります。

また、畜産農家と耕種農家、関係機関等が連携を強め、地域内の資源を循環し、農地の有効活用を図る取り組みを進め、ブランド力の高い農業生産につなげることであります。

そうした取り組みに合わせまして、知事の認定を受けるエコファーマーの取り組みや国が進めます農業生産工程管理「ギャップ」の取り組みを推進し、より一層のブランド力の強化につなげてまいりたいと考えております。独自の認証制度については、認証基準やどのように認証するのかなど、課題を研究してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次の質問も答えていただいたと思うんですけども、今言われましたように、自給自足的循環社会を目指すまちづくりということからすると、この地域ブランド、京丹波町内で生産される農産物というのは、やっぱり安心・安全というのが非常に大事やということは一致したところでございますけれども、私、この町内の畜産農家、京都府下で最大でございますので、その堆肥を、やっぱり完熟堆肥というものをしっかりと活用した栽培というのを中心に、安心・安全な農産物としてやっぱり取り組んでいくと。それには、今もありませんけれども、やっぱり栽培指針というのをしっかりつくって、それに基づいて栽培した農産物にはこの認証マークをつけていくとか、そういう特色ある京丹波町産のブランド商品として取り組むべきだと考えておるわけでございますけれど。

今ありましたように、研究するというところでございましたけれども、その以前から、私、

この問題を取り上げておるわけでございますけれども、返ってくる答弁はいつも、検討するとか、研究するとかいうことでございますので、やっぱり期限を切って、それなら、いつまでにはやっぱりそういうことにするとか。町内でも聞いておりますと、新しく京丹波町へ来られた新規就農の方を中心に、有機の農業というようなことでやっておられる方もやっぱり10人近くおられるということも聞いておるわけでございますし、やっぱりそういうことが広がってきておるといことも明らかでありますので、その方に聞いておりますと、道の駅にも出しておるといことでございますし、やっぱりその辺が、先ほどありましたように、京都府のエコファーマー、そういうものも取り組んでいる農家もあります。道の駅になんか出しましても、それがやっぱり優先的に、10円、20円高くても売れていくということも事実でございますので、やっぱりそういう取り組みが非常に大事になっているというふうに思うんですけれども、やはり、もう一歩進めていくということが非常に大事やと思うんですけれども、その点、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 知事の、今言うてもらったとおり、認定を受けてるエコファーマー、国が進めております農業生産工程管理「ギャップ」の取り組みを、京丹波町も一層強めていきたいと、強化していきたいと思っているんですが、独自のことは、繰り返しになっているかもわかりませんが、課題として、研究してまいるといことでもあります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次の問題ともかかわりますので、次の質問とあわせてお尋ねしたいと思います。

第2点目は、農業振興対策についてお尋ねをするものであります。

ご承知のように、高齢化が一層進む中で、平成22年から始まりました農業者戸別所得補償制度というのは、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産費に要する費用、全国平均と販売価格、全国平均との差額を基本に交付するというもので、直接支払制度ということで、10アール当たり1万5,000円が支払われるというのが実施されてきました。多くの稲作農家の再生産と農村を支えておりました。

しかし、平成25年度からは、経営所得安定化対策に切りかわり、平成26年度からは、米については10アール当たり半額の7,500円の交付金へと引き下げをされました。稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊をしてきておるといことも報告されております。この制度も、この平成30年度で廃止されまして、今度、新たに農業収入保険制度が導入予定となっております。

この新たな制度は、任意加入で、対象者は青色申告者に限られるために、対象者は農家の2割程度と言われております。本当に、農家を支える制度なのかと、余りにも対象となる農家が限られるなど、中山間地域である農業をやっておる農家にとって、経営を支えるそういうものに役立つ制度なのかと、そういう声も、指摘もあります。地域を支える農家、これが対象になるのかというように思うわけで、本町では、対象となる農家、何割程度になるのか、全農家の、農家戸数や青色申告の農家数、わかっておればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状では約8%と見込んでいます。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、総合的に対応し得る保険制度であり、対象者は簡易な方式を含む青色申告を行う農業者となっております。そうしたことから、今後においても、制度の周知を図ってまいりたいと思います。また、本制度は、農業共済制度や収入減少影響緩和対策のどちらか一方を選択して加入できることとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 8%ということでございますので、京丹波町の、いわゆる全農家の何戸かということになるわけでございますけれども、非常に限られた農家ということになります。特に青色申告というのは、なかなかやっておる農家も少ないわけでございますけれども、一定の規模の農家ということになりますので、そうしますと、圧倒的な農家は、農業が基幹産業と位置づける京丹波町にとって、圧倒的多数の農家は対象外になると、こういうことになると思うんです。

農業者戸別補償制度や経営所得安定化対策では、稲作農家では10アール当たり1万5,000円、平成25年からは7,500円と半額になって、一定の所得補填の役割を果たしてきました。この制度の廃止によりまして、規模の大きい農家ほど収入が大幅に減収するということになるわけです。平成30年にこの制度が廃止されるということになりますと、農家の高齢化とあわせて、離農が一層進むということになります。山間地ほど不耕作地が増加して、荒廃地が広がっていくと考えるわけですが、本町としての支援や対策というのは考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 米政策の見直しが行われて、行政からの米の生産目標数量の配分を平成29年産までとしまして、米の直接支払交付金が平成30年産から廃止されます。

そのため、府においては、京都府農業再生協議会で水田農業戦略会議を立ち上げ、平成30年産以降の需要に応じた生産について、各市町村の地域農業再生協議会の意見を聴取し、検討がなされております。

本町においては、米や特産である黒大豆、小豆等の需要量や価格などの情報提供を行いまして、水田活用の直接支払交付金を活用した生産ができるよう情報提供を行ってまいりたいと考えておって、町農業技術者会議で検討しております。支援策については府に要望してまいりますということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 支援策は府にということでございますけれども、町独自としても、具体的にお金をどうこうということはなかなか難しい面もございますけれども、先ほどお尋ねをしておりました、やはり安心・安全なそういう有機の取り組みをやっぴりもっとして、そして、高齢者でも、小規模の農家でも取り組んで、それが道の駅なんかにも出荷できると、そういう取り組みこそ、広く農家を支える一つだと思っております。もちろん、農地を管理するというのは、一番水稻が適しておるわけでございますけれども、畑作と、野菜づくりということになると、やっぱり面積が少なくなります、やはり意欲を引き出すという面からいうと非常に大事だと思います。

私が常日頃申し上げておりますのは、やっぱりもっと完熟堆肥を活用した、そういう取り組みをして、そして、そういう栽培指針に基づく栽培をした農産物については認証を、マークを与えていくと、それを安心・安全な農産物だということで売っていけば、もっとアピールもできるし、この京丹波町のよさがもっともっと生かせるんじゃないかと、食の京丹波、やっぱり食ということはものをつくらなければならんわけでございますので、農産物はこういうものだということがどこへでもアピールできるということが、私、非常に大事だし、この平成30年から経営安定化所得対策が廃止されるということになりますので、やはり、今、新たにされようとしとんのは、あくまでも保険、補填制度みたいなものなので、いわゆる価格が暴落したときにはその差額を補填するという、こういうような内容になっておりますので、そしてまた、対象も青色申告という、そういう農家でございますので、やはり圧倒的多数の農家をどう支援をしていくかと、どう取り組んでいくかということが、今、非常に求められておると思いますので、改めて、その点についての町長の見解、取り組むことに対して、やはり、ぜひ前向きな答弁を求めたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に、直接支払交付金が平成30年産から廃止されるということで、府は、京都府農業再生協議会で水田農業戦略会議を立ち上げられて、需要に応じた生産について、各市町村の地域農業再生協議会の意見を聴取して、検討がなされております。

本町において、米が特産であったり、黒大豆が特産であったり、小豆が特産であるわけで、需要量、あるいは価格などの情報提供を行って、水田活用の直接支払交付金を活用した生産ができるよう、情報提供を行ってまいりたいと考えております。府農業技術者会で検討しております支援策については、府についてしっかりと要望すると、同じ回答になりますが。

一生懸命こういうことを会議の席で要望しておりました。例えば、クリなら、水田、今つかって、水はけるようにして生産しているんやけれど、こういうことに該当するかどうかというて、いろいろ個別、一生懸命気張って、農業を守るべく、京都府の職員に細かく質問して、何とか守ろうという姿勢を、頑張ってくれてるということ、目の当たりにしているもので、多少頼っているんですけど、しっかりと、この平成30年以降について、対応を、しなやかに対応してまいりたいというふうに、私自身思っていることを申し上げて、回答とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 担当課長は今日はいないということもありますけれども、町内同有志の方が、そういう有機の研究会をつくろうかと、今はそういう声もありますので、そういうものができれば、ぜひ、また総合的な支援をしていただくということも求めておきたいというように思います。

もう一点は、今年、平成28年度の農協の米の買い入れ価格はご承知かと思っておりますけれども、1等コシヒカリで6,000円なんです。そういうことからいいますと、国が出しております生産費というのは1万6,000円というのを出しとんです。だから、それだけの差が、済みません、1万6,000円ちゅうのは60キロ当たりですので、それでも2,000円差があるということなんですけれども、新潟県では、県独自で農業者への所得補償制度に取り組むということを知事が表明されております。ほんで、京丹波町としても、今、京都府へいろいろ言うておるということでございましたけれども、地域を支えるために、この新潟県のような、農家を支える所得補償の制度、京都府へも働きかけて、ぜひ京都府としても取り組んでいただきたいという、そういう要望をやっぱり働きかけるべきだと思うんですけども、その見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 働きかけるべきだと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 第3点目に、丹波地域開発株式会社の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。

丹波地域開発株式会社への公的資金、6億700万円の経営支援を実施しました。平成28年度の事業決算を終えたと思いますが、昨日、まだ株主総会もないということでございましたけれども、一つは、公的資金投入による経営支援によって、効果はどんな形であらわれているのかと。これ、町民に説明をする責任があると思うんです、効果はどうであったのか。これ、具体的に町民に説明をする町としても責任がありますので、わかりやすく説明をすると、そういう考えがあると思いますが、そういうような考え方について、内容があれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何か、全協か何かで説明してます。50%以内やってもするっちゃうことしてますので、そういう機会にしっかりと説明すると思います。

この場では、丹波マーケスが、将来にわたって持続可能な状態になり、今も、そしてこれからも、町民の皆さんの日常生活を守り、あるいは地域商工業の発展や雇用、納税による町財政への貢献、さらには観光や文化振興、地域コミュニティの拠点施設として機能や役割を果たしていくことが求められているということで、最大の効果を発揮しているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町は筆頭株主でございますので、株主総会で、公的資金の投入で町民への効果はどういう形であられるかというの、数字です。投入のときにいろいろ数字を示していただきましたので、やっぱりそういう報告をする責任があると。今、聞いておきますと、議会で報告をするということが、これでもう全て町民に報告したということの解釈かどうかということですが、改めてわかりやすいそういう資料なんかをつくって、わかりやすく説明をするというのは、議会へ報告したらそれで済むと、そういう形でやるのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今申し上げたんは、一義的には、やっぱり議会に一番にという意味です。そのように理解しておいてもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町民にもですね、もちろん議会に報告した後、また全体の町民にもどうするかということも、これは当然責任があるというふうに思いますので、すべきだということも申し上げておきたいと思います。

二つ目に、丹波マーケスが京丹波町民にとって必要不可欠な施設であり、行政としてこの施設を守っていくと、将来にわたって持続可能な状態にしておくということで公的支援を行ったということになっておるわけですが、目的に、京丹波町民にとって必要不可欠な施設と位置づけておるわけですが、目的に、京丹波町民にとって必要不可欠な施設というその根拠、例えば、条例とか、法的根拠というのがあるのかどうか。本来、いろんな町の施設でありますと、条例をつくって、目的とか、そういうの皆つくるわけですが、この場合には公的資金を投入したということですが、この必要不可欠な施設と位置づけておるわけですから、それに依拠する条例、法的根拠というのがあるのかどうか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波マーケス事業は、事業発足の経緯から申し上げましても、これは行政施策であります。

平成5年5月に、当時の丹波町において、丹波町特定商業集積整備基本構想が策定されまして、同年12月には、当時の丹波町議会において、議員発議により商業集積の整備促進に関する決議が提案され、承認されているところであります。町民の代表機関である議会が、住民福祉の向上に資する事業として必要だと認めていただいたということです。

したがって、丹波マーケスは、住民福祉の向上のために必要不可欠な施設であり、これを守っていくためにも経営支援が必要であることを議会において十分に説明申し上げ、可決承認いただいたものであります。地元としてはそういう扱いです。

国的に申しますと、今、山田さんがおっしゃっている条例、法的依拠は何だとおっしゃっていますが、小売商業振興法に基づいての事業認定をまず受けております。それを受けて、先頃も、20周年記念で山下副知事がおっしゃったわけです。高度化やとったんやというあの表現です。いわゆる、商店街整備等資金の融資をされたんです。いわゆる、それが高度化という、高度化資金です。それらがお尋ねの法律とか、いろんな施策の根拠です。

そういうことで、この議会で可決承認いただいたことが最大の根拠だと私は認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 国やとか、そういう法律に基づくとということでございますけれども、本来なら、京丹波町としてのそういう根拠づけというのですか、条例とか、規則とか、そういうものが、国のある法律に基づいてまたできて、それに基づいて京丹波町は実施すると、こういうことに本来なると思うんですが、そういう面からいうと、町としてのそういう規則とか条例というのはもう持ってないということだと思っておりますけれども、改めて、その点、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、条例だけを今、強調されると、依拠している条例は何だと言われると、ちょっと私、答えられないんですが、法的根拠、依拠する法的根拠を今示させてもらったんで、それを受けて、そういうことを承知の上で、平成5年の5月にこういうもんも、特定商業集積基本構想なんかも構想されたと思うんです。こういうことを全然知らんと、こんなこと何ぼやっとなんかだめなんで、また、そういうことを承知されて、12月には議会が発議されて、商業集積というふうに流れていると思うんです。せやから、やっぱり、あくまで依拠する法的根拠というのは、やっぱり小売商業振興法に基づく事業認定があったんやないかというふうに思いますけれど。それに基づいて、京都府も高度化資金を融資したと。そりゃ、あんた、12億3,800万円で多額の融資ですから、根拠なかったらできませんさかいに、多分、いろんな根拠が、調べたら出てくると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 国は国、府は府、町は町というようなのは、当然あって当たり前だということをまた申し上げておきたいと思っております。

もう一点は、この公的資金の投入の理由の中に、丹波地域開発株式会社を将来にわたり持続可能な状態にしておくということになっておりました。この持続可能な状態ということは、今後、経営が困難な状況が生まれた場合、必要に応じて公的資金を投入するという考え方もなると思うんですけれども、そういう考え方なのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波マーケスへの経営支援は、開業当初の行政主導で進められた土地購入など、初期投資によって生じた資金繰り難を解消するために行った支援であります。したがって、その課題解決が図られましたので、今後、公的資金の投入が必要な状況にはないと判断しております。

以上です。

- 議長（野口久之君） 山田君。
- 5番（山田 均君） 現時点ではそういう必要な状態ではないということでございますけれども、これは、経済というのは生き物でありますので、やっぱり経営の困難な状態が生まれるということも当然あるわけでございます。そうなった場合にどういうことをされるのかと、もう公的資金は絶対に投じないということになれば、破産とか、そういう清算ということにもなるわけなんですけれども、そういうような選択をせんなんという場合には、どういう方法なのか、伺っておきたいと思います。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 今、経済は生き物だとかいうて、よくご存じでおっしゃっているんで、それに質問なさっている趣旨、私は理解できんですけど。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 5番（山田 均君） そりゃ、町長と違って、私、素人ですので、そういうことを聞くので申し上げたんですけれども、結論としてはどうなのかと、そりゃ、どんなことが起こるかわからんという意味で申し上げたんで、やっぱり、そりゃ、町としての、筆頭株主としての姿勢というのはどうなのかという意味でお尋ねしたので、改めて伺っておきたいと思います。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 先に答弁したとおりです。今、公的資金の投入が必要な状況にない。そやけど、そうは言うても、そりゃ、懸念としては、天変地異が起きるんで、そういうときには、再建するか、もう廃止するかとかいう議論が起きると思います。そういう類いであれば、そういうときには、また町民の意思を伺って、再建するときには公的資金が必要になると、廃止するんなら損をこうむるということです。それ以外では、もう何回も言うて、ないって言うとなんやさかいに、それ以上の答弁のしようはないということです。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 5番（山田 均君） もう一点伺っておきたいのは、丹波地域開発株式会社の公的支援にかかわって、住民福祉の向上に資するというので、この公的資金の根拠にしているわけなんですけれども、この住民福祉という定義、わかっておれば伺っておきたいと思います。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 住民福祉の定義でございますけれども、地方自治法の第1条の2において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととする」と定められているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今言いましたように、地方自治法第1条の2の内容に、丹波マーケスの支援は該当するんだと、そういうような今答弁だったと思いますので、伺っておきたいというふうに思います。（音声なし）

一応、そういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

4点目に、政治姿勢についてお尋ねをしておきたいと思います。

もう二度と悲惨な戦争はしないと、もう誰もが一致できる共通の願いであります。

京丹波町は、非核自治体宣言の町でございます。その町長として、今、安倍首相が憲法9条に新たな第3項を設けて、この第3項に自衛隊を明記する憲法改正を、オリンピックの年までに国民投票に付すと表明をして、一気に憲法改正への動きが活発になってきております。共謀罪法案の衆議院での強行採決を初め、安保法制など、戦前の動きに近づいていると言われる中で、一人ひとりが意思を持って行動し発信するということが非常に重要になっております。

戦争体験者として、町長は、憲法9条にこの軍隊として自衛隊を明記するということについて、どのような見解を持っておられるのか、伺っておきたいと思います。

また、非核自治体宣言の町として、本年度の取り組みについて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、国政の場においてしっかりと議論が尽くされた上で、明記されるか否か判断されるべきだと考えております。

非核自治体宣言の町として、取り組みにつきましては、毎年8月に、非核平和に関する懸垂幕を本庁及び支所に掲出しております。

私の言いたいのは、発電所の再稼働でも言いましたけれど、いずれにしても、自分でしっかりと決めていただきたいと、町民の皆さんに、私の立場、町長としては。しっかりと考えて、そして決めて、意思表示をしていただきたいというのが私の立場です。

言にくいですけど、山田さんなんか、一生懸命、安保法制にしても、共謀罪にしても、呼びかけていらっしやっただでしょ、議会に。そんなん、私は、何で取りまとめができひんのかなと思って、残念に思います、山田さんにです。そんなん、あんた、よいこと言うとして、そんな議会、こんな良識の議会で、ようまとめはらへんちゅうことになったら、私は本当に残念です。そういう思いを持っていること、質問を受けてませんけれど、公式の場で山田さんに求めますが、あんなことは、やっぱりまとめるように努力せんとあかんわ。みんな、よ

いと思っても、思てはる人、かなりあったと思うんです。せやけど、取りまとめ、気張ってしてはるんですか。いや、ほんま残念です。そのことを言うとはんです。

それ、1人ずつがやっぱり考えて、そして、自分で決めて、これ、昭和天皇も言うてはるんやさかいに。そういうことをよすがにするって、今上天皇が言うてはるわけで、よく考えて、そして自分で決めて、意思表示をする。もう、本当にそういうタイミングに来ていると思うんです。それで、誰かおっしゃったけれど、一票、一票やって言わはった。それも正しいことです。もう一票を投じて、意思表示する以外ないんです。廃止しよう思たら、また次、きちっとそういう人を選んだらいいんですから。

質問を受けてへんで悪いけれど、あのときも本当に残念でした、私は。私はそういう立場です。言うたら、大体わかってもらえらと思ひますけれど。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 激励をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと再質問で、核兵器廃絶を求める、核兵器の禁止条約の制定と求める被爆者国際署名というのに今取り組まれております。被爆地であります長崎とか、広島の市長を初め、積極的にそういう取り組みをされとんですけれども、核兵器が戦争の抑止力、防衛力になるか、もう一度考えてほしいと、今、町長言われましたように、この核兵器は二度と使ってはならないと、こういうように長崎県の中村知事も呼びかけておられます。この署名行動にぜひ町長も、幅広く取り組みが広まっておりますので、町長としてのこの署名についての見解を伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 核兵器を使う、使ったらだめやとか、そういうことはもうそう思っています。いつでも個人としては共鳴する立場です。考えです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ありがとうございます。ぜひよろしく願ひします。

第2点目、原発再稼働の30キロ圏内の問題で、その町長として、住民の安心・安全、最優先をする立場を明確にされておると思ひますけれども、昨日、今日もですか、午前、午後、そういう問題もあったわけでございますけれども、特に道路の問題、和知地域の。協議会の中で強く主張しとんだと、こういうことでございましたけれども、片や、出席されておる政府の代表の方は、権限がないと、こういうことでございますので、あらゆる機会や方法を使って、この道路改良の期日、いつまでに、ほな、やんねんやという、やっぱり迫ってい

くということが必要でございますので、ぜひそういう立場で、最優先する住民の安心・安全をさらに取り組むべきだと思うんですけども、その辺についての町長の見解、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 前も強く言えとかいうて、いろいろ教えてもろとんですけれども、そんな強う言うたさかいつて、お頼みすること、要望することが通るっちゅうようなこと、私は全然思てないんです。要は、いかに理解してもらおうかということ而努力をするわけで、たまに、困ったことについて、知事の前でちょっと言うと、めったに言わん寺尾が言うてんで、相当困つとるはずやさかいに、知事案件として取り組めとか言うてもらってるっちゅうて、裏で聞くんです。そういうふうにして、私、任せといてほしい、私流の要望ちゅうんか、頼み方を。強う言えとかいうて、今も激励してくれはるんやけど、そんなことではなかなか要望ちゅうのは、私通らんと思います。私、知事が、今日は個別のことについても言えつつうて言うてくれはったら、正々堂々と言うてます。せやけど、全然関心示しません。やっぱり、あの人らと知り合いになったら、もっと聞いてくれるんかどうか、それはわかりません。せやけど、原発とか国策、こういうのは非常に難しい。せやけど、個別の府道舞鶴和知線については、唯一の避難通路ですから、はっきり言うてます。今日午前中では、多分、中島南丹土木事務所長やね、あの変わらした人、新しいさかいに、あんまり知らはらへんのです。あんまりあの人のことを言うたらいかんなどは途中で反省したんですけど、そのようにして、町民のやっぱり思いとか、願いとか、祈りとか、ニーズちゅうんか、要望については、私はかなりしっかりと伝えているというふうに自負しています。これからも、誰か挨拶の原稿に書いてくれてました。本当にそのとおりでなんです。1万5,000人町民が、後ろでしっかり支えてくださっているということで、物申しております。そういうふうに話をさせてもらって、答弁としておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私は、町民の声として、強く言うてほしいというのは、それはやり方ですんで、それはもう、それぞれのやり方でやっていただくというのは、これは当然でございますけれども、しかし、それが実際として、成果として、具体的にやっぱり改修計画が出てこんど、どうやったんやと、こういうことになりますので、ぜひ、やっぱりそういう道路の、府道の、まず唯一の避難道路がしっかり、やっぱり改良、拡幅されていくということが目に見えてこそ、おお、町長、頑張ってもうとんとなりますので、やっぱり早く、いや、

普通ではなしに、やっぱりいつ事故が起こるかわかりませんので、やはり早く、やっぱり期日を決めて改修していただくということを最優先でやるべきだと思いますので、その辺を、やっぱり町長のそのやり方で拡幅していただくと、よろしく願い申し上げますので。いや、いや、もっと進めるべきやないかと、特にあの道路については。そういう意味で、ちょっともう一遍、それを伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正式に答弁しましたけれど、北部の振興会は、毎年やってるんです。南丹土木事務所も来て説明しているんです。せやけど、こういう時期がありました。平成25年には北部で大水害があって、平成26年では南部で大水害があって、400億円ぐらいが700億円になったと、そっちに、府の予算がです。あるいは、国道163号が開通したんです。そのときには、もう、やるんやなしに、一気に南のほうに、これは南丹土木事務所の主張ですけど、予算がいったというようなことで、それは多い少ないはありますけれど、今言うている府道舞鶴和知線については、かなり、もう毎年やってくれているわけです。仮に、こういうことも知っといてもらわんといかんけれど、正月に土砂崩れをして、1日から、高槻かどっか帰ったんです、所長が。それでも、1日から陣頭指揮に立って、やっぱりそういう避難通路やっちゅうことで、一生懸命に土砂よけてやってくれて、一生懸命こっちは礼言うとのんです。そういうこともやっぱり理解してもらって、そやないと、何か遅れとるように言われると、私はいいんです。せやけど、そういう活動をなさっている北部の振興会の人、何も知ってくれてへんなっちゅうことになります。一生懸命やって、私はそういう議会の意思やっちゅうのは受ける立場なんで、お受けさせていただきますけれど、一緒にそういう要望活動をしているそういう地元の人がいらっしゃるっちゅうことは留意しといてもらったほうがうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） その取り組みはやっていただいておりますが、一層、スピード感が上がるように、一つお願いをして、要望をして、質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、19日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山内武夫

〃 署名議員 山下靖夫